

一九世紀末二〇世紀初頭の

ダツカ地方における土地市場の考察

——地主制の展開との関連において——

中里成章

はじめに

一 準備的考察

二 土地市場の概観

三 地主的土地市場の分析

(a) 永代借地契約

(b) 抵当と売却

四 農民的土地市場の分析

(a) 一〇〇ルピー未満の抵当

(b) 占有権付ライオット保有地の売却

(c) 占有権付ライオット保有地売却の帰結

一九世紀末二〇世紀初頭のダツカ地方における土地市場の考察

(d) 競争地代の成立とベンガル政庁
おわりに

はじめに

本稿は、土地市場に関する政庁統計を検討し土地移転の諸相を実証的に解明することを通じて、ザミンダリー制と称されるベンガルの地主制の一九世紀末二〇世紀初頭における変容に光をあてることを目的としている。

ザミンダリー制下のベンガルの農村史の構造の捉え方について最も大胆な仮説を提出したのはラエ夫妻 (Rajat and Ratna Ray) であつた。⁽¹⁾ 彼らは複雑な階層構成をもつベンガルの農村社会の中から「ジョトダール (jotedar)」という階層を取出し、このジョトダールこそが、一八世紀半ばからインド独立後の今日に至るまで、ベンガル農村の真の支配者だったのであり、この二世紀余の間ジョトダールを中心とする農村の階級構造に基本的な変動はなかったと主張する。彼らがジョトダールというのは、「村の土地のかなりの部分を所有し、刈分小作人、任意小作人 (tenant-at-will) 及び雇傭労働者の助けをかりて広い土地を耕作する」⁽²⁾もの、あるいは「効果的に土地を占有し、貧しい農民の労働を指揮している村の支配的土地所有グループ (the dominant landed village groups)」⁽³⁾のことである。ベンガルの地主制の頂点に立つザミンダールにせよ、多様な展開を見せた植民地的商品作物栽培にせよ、この磐石のごとき「ジョトダール↓刈分小作人・任意小作人・雇傭労働者」という構造の上に浮び流れ去ってゆくものにしかすぎない。また、ジョトダールは信用関係を通じて貧しい農民に吸着し農村の経済発展を阻止する in-built depressor とし

ての役割も果してきたとされる。

「ジョトダール連続説」とでも呼ぶべきこの仮説に対して疑問を呈したのは、B・B・チャードリである⁽⁴⁾。彼は、一八八五年から一九四七年までの農民層分解の進行と、その所産である刈分小作制の拡大とを実証し、その限りでラエ夫妻の批判を果したが、それにもかかわらず、一九四七年まで小農経営が優越的であり続けたことを理由として、「農民経済の構造的変化」は生じなかったと結論したのであった。彼が「構造的」でないというその意味は、資本主義的農業を成立せしめるような変化ではなかったということであった。

「ジョトダール連続説」を批判するのはある意味ではむずかしい。というのは、「連続説」はベンガル農村の階級構造を外面的に記述するに止まっているからである。刈分小作人・任意小作人・雇傭労働者という異なるカテゴリーに属する階級を並列的に並べて、ジョトダールに対置していることに端的に現われているように、「連続説」は社会経済史的立場からジョトダールに本質規定を与えようとする姿勢を全く欠いている。このような本質規定抜き立場をとるならば、一八世紀のベンガル農村にも二〇世紀の農村にも同じように上層農と貧農とが見出され、前者が後者を収奪しているという「事実」に、誰しも同意せざるを得ないであろう。しかし、それだけのことでもって一八世紀から二〇世紀までの農村構造の連続性を主張することに、どのような意味があるのであろうか。ところが残念なこと、現在のベンガル近代経済史の研究水準は、正面からこの問題に解決を与え得るところまで達していないと云わざるをえない。B・B・チャードリが実証を積重ねて「連続説」を批判しておきながら、結局小農経営の持続性に重きを置く立場に後退してしまったのも、一つにはそのためであつたらう。

本稿は、「連続説」に批判的な立場をとるものであるが、右のような制約から自由であるとは到底いえず、農村諸

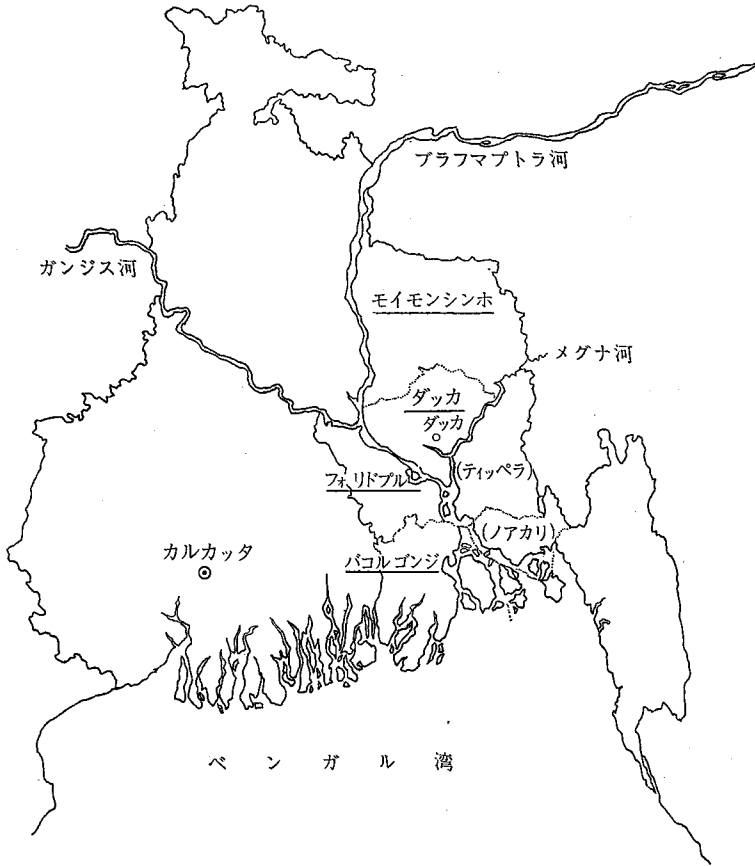


図1 ダッカ地方の位置
(原図) *The Imperial Gazetteer of India*, new ed. (Oxford, 1931), vol. 26, plate 30.

階級の本質規定をするとところまでは踏込めていない。本稿の狙いとするところは、むしろ視角を変えて、土地市場における土地移動の結果生ずる地主制の変容の様相を検討することで、世紀の変り目あたりにベンガルの地主制の転期があったことを示すことにある。そのことを通じて、植民地時代のベンガル農村史に「構造的」変化のあったであろうことを示唆することが出来れば、本稿の目的は一応達せられたことになる⁽⁵⁾。

なお、近代ベンガルの土地市場の問題を包括的に論ずることは筆者の能力を遙かに越える仕事なので、対象とする地域と時期を、ダッカ地方 (Dacca Division) の一八八〇年頃から一九一〇年前後までに限らざるを得なかった。ダッカ地方はダッカ、フォリドプル (Faridpur)、『ニコルコンシ (Bakarani)』、『キイキンシンホ (Mymensingh)』の四県からなる行政単位であって、東ベンガル (現在のバングラデシュ) の中心部を構成するとともに、ベンガル農業の先進地帯と看做されていた (地図参照)。一八八〇年頃から一九一〇年前後という時期が選ばれたのは、主として、後述のような史料のあり方に制約された結果であるが、この時期は一八八五年ベンガル借地法制定の前後三〇年間に互るという重要性を有してもいる。土地市場の展開における同法の意義の大きさは行論中に明らかにされるであろう。

1 Rajat and Ratna Ray, "The Dynamics of Continuity in Rural Bengal under the British Imperium: A Study of Quasi-Stable Equilibrium in Underdeveloped Societies in a Changing World," *The Indian Economic and Social History Review*, vol. 10, no. 2 (1973).

Idem, "Zamindars and Jotedars: A Study of Rural Politics in Bengal," *Modern Asian Studies*, vol. 9, no. 1 (1975).
Ratnalekha Ray, *Change in Bengal Agrarian Society, c. 1760-1850* (New Delhi, 1979).

- 2 c Rajat and Ratna Ray, "Zamindars and Jotedars," p. 82.
 - 4 Binay Bhushan Chaudhuri, "The Process of Depasentization in Bengal and Bihar, 1885-1947," *The Indian Historical Review*, vol. 2, no. 1 (1975).
 - 5 なお土地市場に関する論文としては註4に掲げたチャードリ論文のほか、
Binay Bhushan Chaudhuri, "Land Market in Eastern India 1793-1940," *The Indian Economic and Social History Review*, vol. 12, nos 1-2 (1975).
 - Chittabrata Palit, "Land Transfer and Agrarian Change in the Bengal Presidency(1880-1900)," in *Perspectives on Agrarian Bengal*, Chittabrata Palit (Calcutta, 1982).
 - なお、また
Karunamoy Mukerji, *The Problems of Land Transfer* (Santiniketan, 1957)
- は大恐慌期以降の問題を扱った著作である。
- なお、「農民的生産様式」という概念を使って近代ベンガル農村史の連続性を論じた論文として、
Abu Ahmed Abdullah, "Landlord and Rich Peasant under the Permanent Settlement," *The Calcutta Historical Journal* vol. 4, no. 2 and vol. 5, no. 1 (1980).
- があげられるを補足しておく。

一 準備的考察

ベンガル、とくに東ベンガルの土地制度は一九世紀末には極めて複雑な様相を呈するようになっていた。一七九三

年の永代地租査定 (Permanent Settlement) で植民地政庁に対する地租納入の義務を負わされるとともに、擬制的なものではあるが一応の「土地私有権」を授与されたザミンダールおよび独立タルクダールという地主を頂点として、彼らからライオット (農民) にいたるまでの間に数段階の中間的土地保有権者 (intermediate tenure-holders) が重なりあって介在するのが常態であり、その上ライオットの下にさらに下級の農民が存在することすらあった。特にバコルゴンジ県はベンガル随一の複雑怪奇な土地制度をもっていることで有名で、ザミンダールとライオットの間には十数段階にも達する中間的土地保有権者が存在していた。⁽¹⁾ 土地市場の具体的検討に入る前に準備的考察をしておかなければならない所以である。

このような土地制度の複雑さの故に生ずる問題としては、まず第一に、土地市場で土地が譲渡されたという場合、一片の耕地がAからBの手に渡ったというふうに単純に考えることはかならずしもできないという事がある。むしろそれは、その耕地の上に積重なっているものもろの土地権益のうちどれか一つが譲渡されたことを意味しているにすぎない。本稿では以下便宜的に「土地」および「土地市場」ということばを使用するけれども、正しくは右のような意味において、それぞれ「土地権益」、「土地権益の市場」と言わなければならないのである。

次に問題にしなければならないのは、史料と現実の土地制度との対応関係である。土地市場に関する最も重要な公刊史料はベンガル政庁登記部 (Registration Department) の年次報告である。⁽²⁾ なかでも一八八〇年度から一九〇四年度までの部分は詳細な統計が掲載されていて極めて価値が高い。長大な統計表の中から不動産の移転に関するものを抜出してみると表1のようになる。

われわれは、一方にこのように法律的・形式的な見地から作成された統計史料を、他方に複雑極まりない土地制度

表1 不動産移転関係登記証書一覧

登記証書の種類	登記義務の有無	市場区分 ⁽¹⁾
<p>A. 売却証書</p> <p>(i) 価額100ルピー以上</p> <p>(ii) 価額100ルピー未満</p> <p>.....</p> <p>(a) 地租納入地所の全体(entire revenue-paying estates)</p> <p>(b) 地租納入地所の持分権 (shares in entire revenue-paying estates)</p> <p>(c) 地租免除不動産権 (revenue-free properties)</p> <p>(d) あらゆる種類の中間的土地保有権 (intermediate tenures of all kinds)</p> <p>(e) 永代定額地代ライオット保有地 (ryoti holdings at fixed rates)</p> <p>(f) 占有権付ライオット保有地 (ryoti holdings with right of occupancy)</p> <p>(g) その他 (others)</p>	<p>有</p> <p>無→有</p>	<p>地</p> <p>農</p> <p>地</p> <p>地</p> <p>地</p> <p>農</p> <p>農</p> <p>地</p>
<p>B. 抵当証書</p> <p>(i) 価額100ルピー以上</p> <p>(ii) 価額100ルピー未満</p>	<p>有</p> <p>無</p>	<p>地</p> <p>農</p>
<p>C. 賃貸借証書</p> <p>(i) 永代借地契約</p> <p>(ii) 定期借地契約</p> <p>(iii) 期限1年以下の借地契約</p>	<p>有</p> <p>有</p> <p>無</p>	<p>地</p> <p>×</p> <p>×</p>

(注) (1) 「地」と「農」はそれぞれ「地主的土地権益の市場」, 「農民的土地権益の市場」をさす。×印はどちらにも加えられないもの。

を与えられているわけである。ここから土地市場の、ひいては地主制の変動に関する有意な情報を引出すためには、土地制度に思い切った整理を加えて簡明な枠組をつくり、それと統計の各項目との対応関係を明確にしておかなければならないであろう。筆者は様々な土地権益を「農民的土地権益」と「地主的土地権益」とに分けるとともに、土地市場の方も取引される土地権益の種類に応じて「農民的土地（権益の）市場」と「地主的土地（権益の）市場」とに区分するのが現実的な方法であると考える。ここで「農民的土地権益」というのは「ライオット（英語で Ryot, ベンガル語で raiyat, rayat）」が保有地に対して有する権利のことである。ライオットの語義はザミンダールの「臣民 (praja)」のこと⁽³⁾で、そこから転じて「耕作農民」を意味するようになった。日本語の「百姓」に似たことばである。彼らの圧倒的大部分が有していた権利は、地主に定額貨幣地代を納入し、地主による追立てや地代引上げから一定の保護を受け、世襲される、「占有権 (occupancy right)」と法的に呼ばれているところのものであった。占有権をもつライオットすなわち「占有ライオット (occupancy ryots)」の階層分化がすでに相当程度進行していたのは事実であるが、一九世紀後半にあっては未だなお大部分が直接耕作者もしくはそれに近い地位にあってたと考えられる。従って「占有権」の譲渡は基本的に実体面の変化を伴うものであったと考えてよい。他方、「地主的土地権益」というのは「農民的土地権益」の上に重層的ののっかっているザミンダール権、タルクダール権、様々な中間的土地保有権等々の土地権益の一切をさす。ライオットの納入する地代は「地主的土地権益」の内容に従って地主諸階層の間に分配された。われわれがザミンダリー制あるいはベンガル地主制として普通イメージしているのはこの地主的土地権益のピラミッドである。以上のようにして、やや乱暴な仕方ではあるが、「土地権益」の、従って「土地市場」の区分がなされた⁽⁴⁾。

さて、表1に掲げた項目をどのように「地主的土地市場」と「農民的土地市場」とに振分けるべきか。不動産売却証書(A)については二系列の数値が得られ、そのうち一つは土地権益の態様によって便宜であるので、まずこれから検討することにしよう。

ベンガルの土地権益を表現するのに英法的観念が使用されているので分りにくくなっているが、(a)と(b)の「地所(estate)」というのは各種土地権益の最上位に位置するザミンダール権、独立タルクダール権のことである。「(c)地租免除不動産権」は、ザミンダール権などと同様にピラミッドの最上位の権益でありながら、種々の事情により地租支払を免除された「ラキラージ(Lahiraj)」などと呼ばれる権益をさす。(d)の「中間的土地保有権」についてはすでに説明した。「(e)永代定額地代ライオット保有地」とは、地主による地代引上げを免除され、通常自由に売買することが許されているライオットの保有地のことである。この権利は特権的なものと見なされ極く少数のライオットが有しているにすぎなかった。(f)が前述の占有ライオットの保有地であることは明らかであろう。最後の「(g)その他」は、石造建築や溜池、漁業権などに付属する土地で、中間的土地保有権と二種のライオット保有地との中間に位置づけられるもの⁽⁵⁾のことである。したがって、(a)、(b)、(c)、(d)、(g)が「地主的土地市場」を、(e)と(f)が「農民的土地市場」を構成することになる。

次に、売却証書の価額によって分類されている系列であるが、登記部は一〇〇ルピーをもって境界線としている。この一〇〇ルピーで「農民的土地市場」と「地主的土地市場」との区分をしてよいかどうかが問題である。この点を見るために占有権付ライオット保有地の一件当り売却価格の推移を追ってみると、一八八〇年代六〇ルピー前後、九〇年代七〇ルピー台、一九〇〇年代九〇ルピー台という結果が得られる。これに対し「地主的土地市場」を構成する

上記の土地權益の一件当り売却価格はいずれも全期間を通じて一〇〇ルピーをはるかに上回り、価格水準の最も低い中間的土地保有権でさえ二〇〇ルピー前後で変動していた。⁽⁶⁾したがって一八八〇年代・九〇年代に關する限り、一〇〇ルピー未滿の売却を「農民的土地市場」における売却、一〇〇ルピー以上の売却を「地主的土地市場」における売却と見做して大きな不都合を生じないといつてよい。一九〇〇年代に入ると一〇〇ルピー以上で売却される占有權付ライオット保有地の増加が顯著になるものようであるが、本稿では便宜的措置として、一八八〇年代から一九〇〇年代の全期間を通じて価額一〇〇ルピーでもって「農民的土地市場」と「地主的土地市場」とを区分することにした。
い。

次に抵当証書に關する統計であるが、これも一〇〇ルピー以上と未滿とについて与えられているにすぎない。しかし抵当債權額が土地の市場価格を上回することは少ないであろう。この想定のもとに、抵当に關しても売却に準ずる扱いをして、一〇〇ルピーで「農民的土地市場」と「地主的土地市場」とに分けることにする。

不動産賃貸借証書は、われわれの時代のベンガルでは、單純な土地の貸し借りではなく、土地權益を新たに創り出した既存のものを確認したりするために作成されることが多い。永代借地權とはパトニを初めとする地代額が固定された永久的な強固な借地權のことをいう。この借地契約は後に詳述する理由により（本稿三一(a)参照）、土地權益の移轉の一形式と看做すとともに、「地主的土地市場」に繰入れることとする。ところが、定期借地契約の方は「土地市場」の概念に入れることができない。というのは、定期借地契約として登記された証書の主体をなすのは、地主とライオットの間で取交わされるパッタ (patta, 土地保有に伴う權利と義務を明記した書類で地主が借地人に渡すもの) とコプリオット (kabhilyat, 土地保有の条件を承諾した旨述べた書類で借地人が地主に渡すもの) だったからであ

(7) 定期借地契約に関する統計は、従来慣習的に了解されていた地主とライオットの関係を成文化し、それをさらに確実にするために登記しておこうとする動向を反映しているのであって、土地権益の移転に関するものとはかならずしもいえない。したがってこの動向がそれ自体極めて興味深いものであるのは事実であるが、土地市場の概念からは外さざるをえないのである。(8)

以上に検討してきたところをまとめると、登記部報告の項目に即していえば、表1の右端の欄に示した通り、本稿でいう「農民的土地市場」は、売却については永代定額地代ライオット保有地と占有権付ライオット保有地の二つ(もしくは価額一〇〇ルピー未満のもの)から、抵当については価額一〇〇ルピー未満のものから構成されていると定義され、他方、「地主的土地市場」は、売却については地租納入地所の全体・地租納入地所の持分権・地租免除不動産権・あらゆる種類の中間的土地保有権・その他の五つ(もしくは価額一〇〇ルピー以上のもの)から、抵当については価額一〇〇ルピー以上のものから、不動産賃貸借証書については永代借地契約から構成されていると定義されることになる。

なお、登記部報告の具体的検討に入る前に、統計を読み取る際に注意を要する点について一言しておいた方がよろう。

言うまでもないことだが、登記部の統計は実際におこった土地権益の移転のうち登記されたものだけを対象としているにすぎない。「財産権移転法(一八八二年)(The Transfer of Property Act, 1882)」は土地権益の移転のうちあるものについては登記を義務づけ、あるものについては任意としている。前者に属するのは価額一〇〇ルピー以上の売却と抵当、永代借地契約であり、(9) 後者に属するのは価額一〇〇ルピー未満の売却と抵当である。そして一八八六

表2 北・東ベンガルの穀物価格指数
(1890—94年平均価格=100)

年	卸売指数	小売指数	年	卸売指数	小売指数
1890	87	90	1898	109	109
91	97	95	99	89	92
92	106	104	1900	104	105
93	109	106	1	117	112
94	101	105	2	109	104
95	89	90	3	102	98
96	111	106	4	98	93
97	140	141	5	114	104

(出所) K. L. Datta, *Report on the Enquiry into the Rise of Prices in India*(Calcutta, 1914), vol. 2, pp. 18, 290.

年にはこの区分に改正がなされ、一〇〇ルピー未満の売却が任意登記から義務登記に移されることとなり、登記部報告においても一八八七年度分からこの改正に従った変更がなされている(以上表1参照)⁽¹⁰⁾。こうして一八八六年以降大部分の土地権益の移転の登記が法律上義務づけられたわけであるが、しかしそれにもかかわらず、登記率はそれほど高くなかったと思われる。一八九二年度の登記部報告の試みている推定によれば、同年の登記率は「三〇パーセントをかなり下回る」水準にあるにすぎず、それが登記する習慣の普及とともに一年に〇・九パーセントずつ増加しているものと予測されている⁽¹¹⁾。この推定に従えば、登記部報告が詳細な統計を掲載する最後の年一九〇四年時点での登記率は、約四〇パーセントということになる。

また登記部の統計を見るにあたっては、各地に設置された登記所の数の増加も考慮に入れなければならない。登記所の増設とともに登記率の上昇が見られるわけである。しかし、その反面、登記しようとする求めの高まりに応じて新しい登記所が開設されて行くという側面のあることも見落してはならないであろう⁽¹²⁾。ダッカ地方の登記所数は一八八〇年度三八ヶ所だったものが、一八九〇年度四七ヶ所、一九〇〇年度に六四ヶ所と増加し、一九〇四年度には七〇ヶ所に達した。零細な取引の登記がこれによって容易になったであろうことは想像するに難くない。

第三に、本稿の対象とする時期における物価の変動についてふれておこう。それは譲渡された土地の価額の変化を検討する際重要なポイントとなる。ベンガルの物価は一九世紀後半を通じて上昇し続けたとされるが、今のところ系統的な研究はないようである。⁽¹³⁾そこで、ここでは一八九〇年以降の北・東ベンガルの穀物価格指数を掲げるとどめよう(表2)。一八九七年の異常に高い値は一八九六年飢饉のためと考えられるからこれを除外すれば、指数は四、五年周期で増減を繰返し、一九〇〇年以降微増する傾向を示している。これから検討する土地の価額の変化の激しい動きに比べれば、物価は比較にならない程安定していた。土地市場統計における価額面での変動はほぼ実質的なものとみなして差支えないといえよう。

1 白田雅之「スワデシ運動と中間的土地保有権者層——東ベンガル・バコルゴンジの場合——」『アジア経済』一九卷六号(一九七八)、二七一—三二頁。

2 タイトルは *Annual Report on the Administration of the Registration Department of Bengal* の「三年」として *Triennial Report* として刊行された。一八八八年に *Note on the Administration of the Registration Department in Bengal* と、一九〇二年で *Statistical Returns with a Brief Note of the Registration Department in Bengal* とタイトルが変更された。本稿では以下これらのシリーズを全て *RRD* と略称し、刊行年度をそえて引用することにする。

3 道路整備税 (*Road Cess*) 導入時に実施された調査によると、一八七〇年代において「ライオット保有地が納入する年間地代額」には次のような分化が見られた。

県名	一〇〇ルビー以上		一〇〇〇ルビー以上		五〇〇ルビー以上		二〇〇ルビー以上		五ルビー未満
	ダッ	カ	ダッ	カ	ダッ	カ	ダッ	カ	
ダッ	〇・〇五	〇・一〇	二・三一	二二・八四	七四・七〇				
フォリドプル	〇・〇二	〇・一二	一・五七	一四・六九	八三・六〇				
バコルゴンジ	〇・〇六	〇・六六	四・五二	一七・九四	七六・八二				
モイモンシンホ	〇・〇四	〇・三一	四・三二	三一・四四	六三・八九				

(単位は%)

(出所) Asok Sen, "Agrarian Structure and Lenancy Laws in Bengal 1850-1900," in *Perspectives in Social Sciences* 2: *Three Studies on the Agrarian Structure in Bengal 1850-1947*, Asok Sen et al. (Calcutta, 1982) p. 106

なお、一ルビーの年間地代を納める耕地の面積はおよそ一ビガラー／3ヘーカーであったと考えられる。また、一人のライオットが一つのライオット保有地を保有しているとは必ずしもいえず、二つ三つあるいはそれ以上の保有地を保有することがよくあったことに注意すべきである。

4 ここに記した土地市場の区分は、土地権益がその間で移転されるところの人の階層に即しておこなった区分ともよく一致する。すなわち、後に触れるように、売却についてみると、地主的土地権益は地主的諸階層の間で、農民的土地権益はライオットの間で売買されるという明確な傾向が看取されるのである。一九世紀末二〇世紀初頭のダッカ地方においては農民的土地市場と地主的土地市場とは相当程度に相互に独立した市場圏を構成していたと考えられる。

5 *RKD*, 1881-82, par. 18.

6 *RKD* の各年度から計算。

7 *RKD*, 1874-75, par. 13; 1883-84, par. 16 など。

8 期限一年以下の借地契約の内容は不明である。土地市場の中に入れないことにする。

一九世紀末二〇世紀初頭のダッカ地方における土地市場の考察

なお、定期借地契約の統計の中にイジャラ等の純然たる借地契約が含まれているであろうことを筆者は否定するものではない。多数を占めるのが地主とライオットの間の契約だったと言っているにすぎないのである。

また、一九三〇年代になると永代借地・定期借地の内容は本文で述べたところから変化してきていて、事実上の土地売却とことならないものとなっていたことを付加しておこう。(Mukerji, *Land Transfer*, pp. 27-29)

9 因みに、定期借地契約も登記を義務づけられていた。

10 Resolution on RRD, 1885-86, par. 2; 1886-87, par. 8; 1887-88, par. 3.

11 RRD, 1892-93, par. 6.

12 例えば、RRD, 1889-90, par. 5 は「新しい『登記』事務所に対する需要の増加」に言及している。

13 一八世紀以来の米価の上昇を追うたは Government of Bengal, *Report of the Land Revenue Commission Bengal*, 6 vols (Alipur, 1940) vol. 2, pp. 100-104 [「*Belt Flood Comm. Rep.*」省略] が簡便である。

二 土地市場の概観

表3は前節で説明した方法にもとづいて登記部年次報告の統計に整理を加え、一八八〇年度から一九〇四年度までの土地市場の発展過程をほぼ五年ごとに辿れるようにしたものである。土地市場の規模はこの四半世紀の間に急速に拡大した。なかでも農民的土地市場の成長ぶりにはまことに驚異的なものがあつたといえよう。当該期間中に地主的土地市場が件数で一・五倍、価額で一・八倍の伸びを見せたにとどまったのに対し、農民的土地市場の方は件数で五倍、価額では実に八・一倍という急成長をとげたのである。こうした不均等発展の結果、一八八〇年度には土地市場

全体において件数で二九パーセント、価額で一パーセントを占めているにすぎなかった農民的土地市場が、一九〇四年にはそれぞれ五八パーセント、三四パーセントを占めるにいたり、件数に関する限り地主的土地市場を一八九〇年代前半に抜き去ってしまうのである。

一九〇四年時点における土地市場の規模について大雑把なイメージを把むために、登記件数を人口と比較してみよう。一九〇四年の土地市場全体の登記件数は一三八七一件、一九〇一年センサスによるダッカ地方の人口は一〇、七九三、九八八人であった。一家族平均五人で構成されているとみれば、ダッカ地方の家族数は二、一五八、七九八となる。したがって一件あたりの家族数一五・六という結果が得られる。言いかえれば、全ての家族が一五・六年に一回、つまり一世代の間に二回は何らかのかたちで土地市場に関係するという段階にまで、二〇世紀初頭のダッカ地方の土地市場は発展していったわけである。⁽¹⁾

次に、土地市場の個別の構成要素の増減についていうならば、最も注目すべきは農民的土地市場、地主的土地市場双方において抵当が飛躍的に増加したことであって、前者において件数で七・〇倍、価額で七・一倍、後者においてはそれぞれ四・九倍、二・五倍の増加が見られた。もう一つ注目に値するのは占有権付ライオット保有地の売却の激増ぶりである。一八八五年度と一九〇四年度との比較でみると、件数で四・七倍、価額で七・七倍の増加があった。以上のグループとまったく対照的なのは、地主的土地市場における各種土地権益の売却（「その他」を除く）および永代借地契約で、前者は停滞もしくは微減の傾向を示し、後者にいたっては件数が1/3も減少してしまった。地主的土地市場の拡大が前述のように漸増程度にとどまったのはこのためであったと考えられる。

顕著な増加を示した項目の発展過程を細かく見てみると四つの段階を認めることができる（後掲の図3、4参照）。

(b) 価額 (ルピー)

1880-81	1885-86	1890-91	1895-96	1899-1900	1904
4,21,125	2,71,012	2,05,916	2,09,662	1,17,418	3,76,146 (1)
31,79,508	30,29,335	39,71,224	58,47,117	63,90,488	78,35,856 (2)
29,38,511 [*]	27,61,505	30,61,711	35,17,872	33,11,059	35,32,932 (3)
N. A.	{ 57,233	{ 33,649	{ 19,136	{ 26,680	{ 17,868 (4)
	{ 9,54,681	{ 11,82,203	{ 14,43,817	{ 14,06,050	{ 12,93,290 (5)
	{ 1,25,723	{ 1,77,149	{ 2,04,526	{ 68,689	{ 69,570 (6)
	{ 15,39,126	{ 15,99,007	{ 16,13,999	{ 14,35,763	{ 17,60,865 (7)
	{ 84,742	{ 69,703	{ 2,36,394	{ 3,73,877	{ 3,91,339 (8)
65,39,144	60,61,852	72,38,851	95,74,651	98,18,965	1,17,44,934 (9)
2,79,338	4,60,638	7,80,961	13,62,440	15,39,175	19,87,129 (10)
4,52,453 ^{**}	6,40,078	12,30,654	22,04,055	24,40,573	39,58,513 (11)
N. A.	{ 1,78,090	{ 2,85,474	{ 3,27,999	{ 3,28,649	{ 4,09,731 (12)
	{ 4,61,988	{ 9,45,180	{ 18,76,056	{ 21,11,924	{ 35,48,782 (13)
7,31,791	11,00,716	20,11,615	35,66,495	39,79,748	59,45,642 (14)
72,70,935	71,62,568	92,50,466	1,31,41,146	1,37,98,713	1,76,90,576 (15)

表3 ダッカ地方における土地市場の成長 (1880/81~1904)

(a) 件数

	1880-81	1885-86	1890-91	1895-96	1899-1900	1904
地主的土地市場						
(1) 永代借地契約 ^{***}	26,307	18,943	18,802	18,147	12,557	17,246
(2) 抵当(100ルピー以上)	6,143	7,874	11,478	18,594	20,387	29,911
(3) 売却(4+5+6+7+8)	6,234 [*]	12,052	14,278	12,773	10,628	10,390
(4) 地所の全体		{ 26	{ 35	{ 25	{ 81	{ 23
(5) 地所の持分権		{ 2,113	{ 1,971	{ 2,234	{ 1,849	{ 1,651
(6) 地租免除不動産権	N. A.	{ 768	{ 741	{ 551	{ 317	{ 346
(7) 中間的土地保有権		{ 8,718	{ 11,099	{ 9,332	{ 7,434	{ 7,573
(8) その他		{ 427	{ 432	{ 631	{ 947	{ 797
(9) 小計	38,684	38,869	44,558	49,514	43,572	57,547
農民的土地市場						
(10) 抵当(100ルピー未満)	5,812	9,554	15,797	28,539	32,712	40,525
(11) 売却(12+13)	10,309 ^{**}	10,461	16,483	31,036	29,140	40,105
(12) 永代定額地代		{ 2,544	{ 3,505	{ 3,782	{ 3,447	{ 2,886
(13) 占有権付 ライオット保有地	N. A.	{ 7,917	{ 12,978	{ 27,254	{ 25,693	{ 37,219
(14) 小計	16,121	20,015	32,280	59,575	61,852	80,630
(15) 総計 (9+14)	54,805	58,884	76,838	109,089	105,424	138,717

(出所) RRD の当該年度。

(注) * 100ルピー以上の不動産の売却。

** 100ルピー未満の不動産の売却。

*** 価額の代りに年間地代額を掲げる。

一八八〇年代後半までは件数は極めて緩やかにしか増加しない。それが一八七〇年頃を境として猛烈な増勢に転じ、一八九〇年代後半の高原期に到達して一休みのかたちをとる。そして一九〇〇年代に入って再び以前の増勢を取戻し増加し続けてゆくのである。このような発展の型は、一九世紀第4四半期の二つの重要な事件、ペンガル借地法の制定（一八八五年）と飢饉（一八九六年）とに大いに関係があるに違いない。前者は土地市場拡大の引金となり、後者は逆にブレーキをかける効果をもった訳である。

一九世紀末二〇世紀初頭のダッカ地方の土地市場の動きは、以上のように、地主的土地市場における全体としての停滞傾向と農民的土地市場の急成長という対照的な二つの現象に綜括することができる。以下においてはこの二点について検討を深めてゆきたい。

1 土地取引の当事者は例えば売手と買手というように二者からなっているが、このことはこの推定では考慮されていない。また登記率の問題も考慮から外されている。

なお、二〇世紀初めに実施された「土地調査査定事業 (Survey and Settlement Operations)」の報告から「農業諸階級の純所得」とか「農業生産物の純価値」と称する数字を知ることができるので、参考までに、これと一九〇四年時点での土地市場の価額面から見た規模とを比較した表を用意した。フォリドプル県における「純所得」または「純価値」の計算式は「作付面積（作物別）×単位面積当り純益（作物別）+県外出稼ぎ収入-地代-役牛飼養費用」である。「単位面積当り純益」の算出にあたっては、労賃以外の、全ての耕作費用の控除がなされている。(J. C. Jack, *Final Report on the Survey and Settlement Operations in the Faridpur District, 1904 to 1914* (Calcutta, 1916), par. 81 など。以下 SSO-Faridpur を省略。) 他の県でもこれに準じた計算がなされたものと思われる。バングラダシュ州以外の三県の推計が一九一〇年代に実施されていること、及

び一九一〇年代の物価水準は一九〇四年よりはるかに高かったので、三県の「純所得」は相当に高めになっていることに留意されたい。

県名	移転された土地 地権益の総額 (1904年) (A)	農業諸階級の 純所得 (B)	$\frac{A}{B} \times 100$
	Rs.	Rs.	
ダ ッ カ	60,32,100	10,42,10,000	5.8
フォリドプル	19,31,967	6,56,88,000	2.9
バコルゴンジ	41,96,354	7,65,00,000	5.5
モイモンシンホ	55,53,477	11,61,65,083	4.8

(出所) B欄は以下の通り。

F. D. Ascoli, *Final Report on the Survey and Settlement Operations in the District of Dacca, 1910 to 1917* (Calcutta, 1917), pars. 98, 71 (以下 SSO-Dacca と省略)。

SSO-Faridpur, par. 81.

J. C. Jack, *Final Report on the Survey and Settlement Operations in the Bakarganj District, 1900 to 1908* (Calcutta, 1915), par. 187. (以下 SSO-Bakarganj と省略)

F. A. Sachse, *Final Report on the Survey and Settlement Operations in the District of Mymensingh, 1908 to 1919* (Calcutta, 1920), par. 63. (以下 SSO-Mymensingh と省略)

A欄は RRD-1904.

2

飢饉時及びその直後に土地市場が停滞ないし縮小するというのは興味深い現象であるが、本稿ではその理由を明らかにすることができなかった。今後の課題ということにしたい。可能性として考えられるのは、一九二九年大恐慌直後の数年間と類似した事態が、それより軽い程度でもって生じたのではないかということである。すなわち、大恐慌後登記件数が抵当、売却と

もに激減したが、その原因として、一九二〇年代の好況期に伸び切ってしまったベンガルの農村信用が大恐慌のショックでバ
 ンクし、金を貸したり土地を買ったりできる人間がいなくなってしまったことが指摘されているのである。(Mukerji, *Land
 Transfer*, pp. 11, 38-39, 109; *Floud Commn. Rep.*, vol. 5, pp. 337-338). いずれにせよ、飢饉や恐慌といった経済的危機に
 際して土地の窮迫販売がおこなわれるという通説は再検討されなければならないであろう。

3 土地市場の研究にあたって土地価格の問題は逸することのできない重要な論点を構成するが、本稿では残念ながら極めて不
 十分ながちでしか取上げることができなかった。なお、地主的土地市場における土地価格の問題については、稿をあらため
 小論を発表する予定である。

三 地主的土地市場の分析

(a) 永代借地契約

永代借地権は、単に期間が永代的というだけでなく、多くの場合地代の引上げを免除され、売買・抵当入れも自由
 とされる極めて強固な借地権である。その設定に際しては「礼金(シャラミ *selami*)」が借地人から地主に対して支
 払われた。地主が有利な借地権を設定し、礼金と引替えに借地人に譲渡しているから、これは土地権益の移
 転と見做されるべきものである。そして「財産権移転法(一八八二年)」第一〇五条が規定している通り、礼金は永代
 借地権の価格である。一八七〇年代の統計及び一八八五―八六年のノアカリ(*Noakhali*)県の例によると、永代借地

に出される土地の年間地代額にほぼ等しい金額が礼金として支払われていたものと推定される。⁽¹⁾

さて、概略右のような内容をもつ永代借地権の設定という行為は、ベンガルの地主制の展開の中でどのような位置を占めていたか。

登記部年次報告の記述を要約すると、永代借地権を設定する理由には次のようなものがあつた。⁽²⁾

(1) 開墾を促進するためには開墾の請負人に安定した借地権を保証する必要があつた。また、果樹、ビートル・リ
ーフ等収穫をあげられるようになるまで多年を要するものの栽培を計画する農民は、永代借地権を地主から獲得
しようと努力した。これらは農業生産力の発展のために与えられるものといえよう。

(2) 飛び地になっている地所の経営の手間を省くためにその部分を永代借地に出したり（大部分の地所が出される
こともあつた）、地主の間で抗争のある場合自分の勢力を伸ばすために特定の有力者に永代借地権を与えることが
あつた。地主経営の必要から与えられる永代借地権である。

(3) 結婚式の費用の捻出等当面の経済的必要性を満すために礼金収入を目当てに永代借地権を授与することがあつ
た。また、極めて低い名目的な地代率で授与し、見返りに高額の礼金を取るといふ、永代借地権設定に名を藉り
た事実上の売却があつた。そのバリエーションとして、土地の売却と同時に土地の買手が売手に永代借地権を与
えるという複雑なケースもあつた。これらはそれぞれ程度の差はあるが売却に準ずるものとして一括することが
できよう。

これらの理由が中間的土地保有権の設定及びその重層化の理由としてあげられているものと大きく重なることは明
らかである。⁽³⁾

次に、いかなる階層の人々に永代借地権が授与されたかを検討しよう。登記部はこの点について各県から特別報告を提出させているが、それによれば「中間介在者 (middelenen)」に与えられるのが大部分だったようである。⁽⁴⁾ 例えばバコルゴンジ県からは次のように報告されている。

「永代借地権すなわちカイミ・パッタ (kaimi patas) は中間介在者と直接耕作者の両方に与えられるが、前者に与えられる数の方がはるかに大きい。普通中間介在者は永代借地権で保有する土地をクルンシャ (krunsha) またはバルガ (burga) という借地条件で又貸しする。⁽⁵⁾」

つまり、永代借地契約は、その授与の理由からみても、授与される階層から見ても、中間的土地保有権設定のための契約とみなすことができる。したがって、永代借地契約の統計は、ベンガルの土地制度の大きな特色をなす中間的土地保有権の設定及びその重層化——ベンガル政府はイギリス中世の法律用語を流用して「復授封 (subinfeudation)」とそれを呼び慣わしていた——の動向を示す指標として重要なものであり、事実登記部もその重要性を認めて格別の注意を払っていたのである。

ダッカ地方においては永代借地権の設定はサブインフュージョンの盛期は一八七〇年代までで終わったように思われる。登記部は早くも一八八二年度の報告で永代借地契約の減少に注目していた。⁽⁶⁾ 図2に明らかのように、ダッカ地方における永代借地契約は一八八〇年以降件数・価額ともにゆるやかに減少している。減少ぶりが最も急だったのはバコルゴンジ県であった。永代借地契約が盛んなことにおいてチッタゴン (Chittagong)、 Jessore) と並びベンガル全県中上位三県の一つに数えられていたこの県において、一八六八年度から一八八〇年度までに与えられた件数二〇二、三三九に對して、⁽⁷⁾ 一八九二年度から一九〇四年度まで一〇〇、〇九六と半減してしまっただけであ

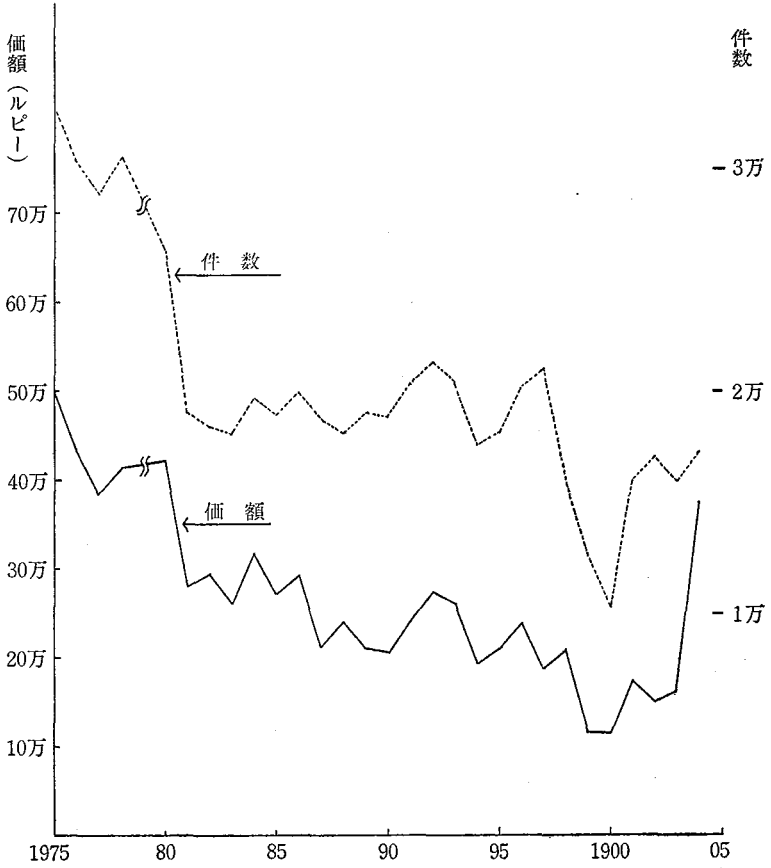


図2 永代借地契約の減少
(出所) RRD の当該年度

る。(なお、一九〇〇年代に入つて再び増加しているが、これはバコルゴンジ県で土地調査査定事業が開始されたために起つた一時的現象と考えられる。)

なぜ永代借地契約は減少したのか。登記部報告の分析を以下に要約してみよう。

登記部長H・ホームウッド(H. Holmwood)は、永代借地契約の増減の分析を意味あるものたらしめるには、全体を一括して扱うのをやめて、「ザミンダールによつて借地人に与えられるものと借地人によつて他の者に又貸しされるもの」とを区別しなければならぬと説いた。彼によれば前者に関する限り一種の運動法則が認められる。すなわち、ザミンダールが自由に処分しうる土地には限りがあるのだから、前者のタイプはある点まで増加した後自動的に減少に転ずる内的傾向を有するものである。この見解は部分的にせよ一八八〇年代以降の減少を説明するものとして、登記部のいわば半公式見解として定着して⁽⁸⁾いた。

次に、一九世紀後半の物価上昇傾向を考慮すべきであろう。物価上昇が永代借地権の設定された土地からあがる定額の地代収入の実質的価値を目減りさせていったために、地主は永代借地契約を避けるようになったと考えられる。一八八二年度登記部報告が「一般的に地主は土地権益を手放すのを嫌っているのであって、これらの「永代」借地権を授与するというような手段に訴えるのは貧困で窮迫した土地所有者だけである⁽⁹⁾」と指摘している通り、切羽詰まった地主が礼金収入を目当てに授与するといったケース以外の永代借地契約は減少していったと思われるのである。

第三に、永代借地権を与えられるものの中には、前引のバコルゴンジ県からの報告からも推察できるように、ライオット上層部も含まれていたのであるが、彼らの立場からすれば、一八八五年のベンガル借地法によつてライオットとしての権利に保護が与えられた以上、ことさらに高い礼金を支払つて特別の借地権を獲得する必要性が減じたこと

も見落せない事実であつた。⁽¹⁰⁾

永代借地契約の減少という現象はおおよそ以上のような三つの要因によって惹きおこされたと考えられる。ペンガルとくに東ベンガルの地主制を複雑なものにしてきたサブインフュデーシヨンの進行は、ダッカ地方では一九世紀末に限界に突当つたといえよう。後に農民的土地市場の分析で明らかにするところを先取りしていえば、土地権益の重層化は地主レベルに代つてむしろライオット・レベルで顕著に見られるようになる。そして、永代借地権獲得者の一角に位置しサブインフュデーシヨンの網の目を伝つて上昇していく方向にあつた上層ライオットの運動ベクトルは、どちらかといえば下向きに転換し、自分の下に没落ライオットを組込んで行く方向が強く打出されてくる。たとえていえば、サブインフュデーシヨンのフロンティアの地主レベルからライオット・レベルへの下降が一九世紀末に生じたと思われるのである。

(b) 抵当と売却

一〇〇ルピー以上の抵当は価額面から見て地主的土地市場の最も重要な部分を構成していた。件数からいっても、それは一八九〇年代半ばに永代借地契約を追抜いて首位に立っている。さらにそれは、既に指摘したように、地主的土地市場の中で増加という名に値するほどの増加を記録した唯一の部門であつて、一八八〇年度から一九〇四年度の間に四・九倍の伸び(件数)を示している。(表3及び図3参照)

次に売却であるが、図4に、ダッカ地方では商品として売買されることが実質的になくなつてしまつた「地租納入地所の全体」を除く⁽¹¹⁾、四種の地主的土地権益の売却の動向が示されている。それらの件数は大かれ少なかれ停滞する

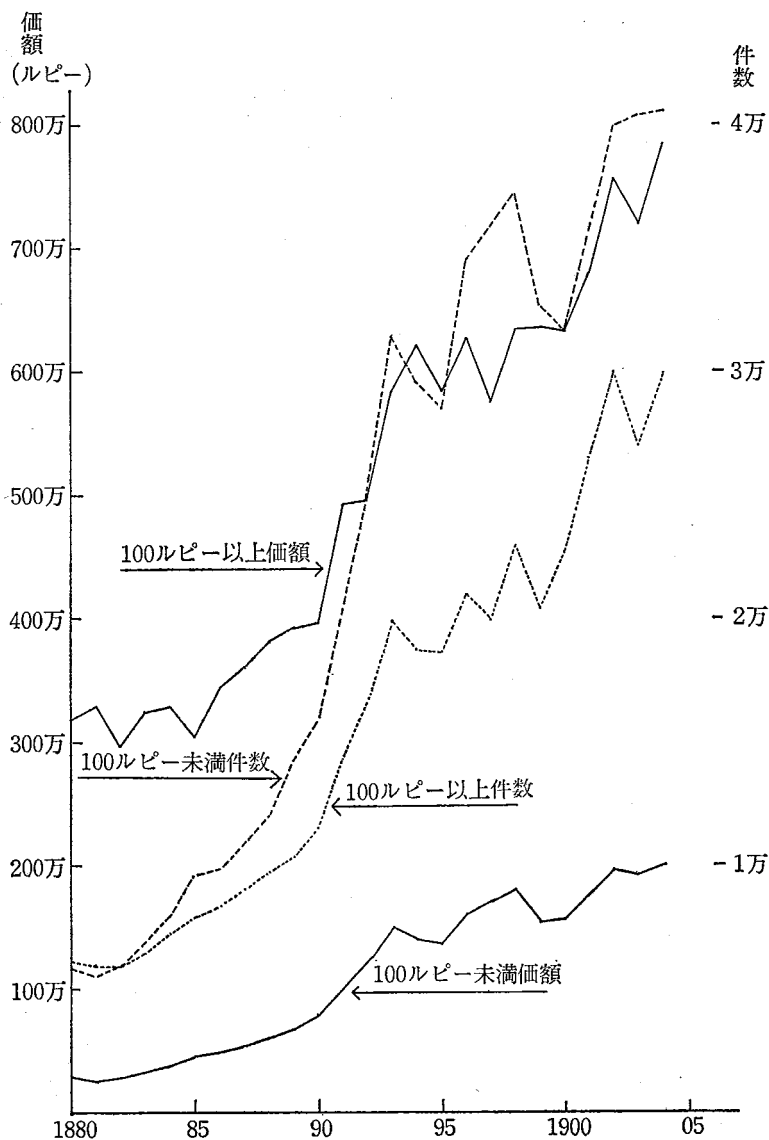


図3 抵当の増加
(出所) RRD の当該年度



図4—(a) 各種土地権益の売却 (件数)
(出所) RRD 当該年度

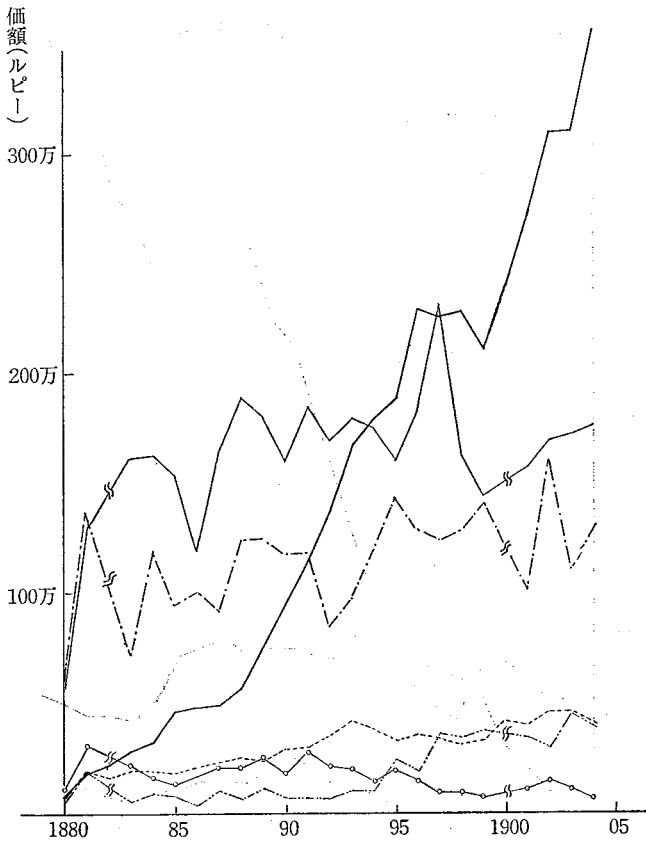


図 4- (b) 各種土地権益の売却 (価額)

傾向を示し、売却件数の大きい「地租納入地所の持分権」と「あらゆる種類の中間的土地保有権」についてみると、一八九〇年代前半に山を形成した後ゆるやかな減少に転じているのが特徴的である。価額面での変動はもっと変化に富んでいるが、全体を通じて見ればゆるやかな上昇を見せたにとどまる。登記率の上昇という背景の中で地主的土地権益の売却がこのように減少もしくは停滞の傾向を示したことは注目すべきことといえよう。

以上のような抵当と売却との対照的な動きから指摘できるのは、抵当の増加が売却の増加に結びつかなかったという興味深い事実である。つまり、抵当入れ↓抵当流れ↓売却という普通想定されるコースに沿った現象は観察されない。これをどう解釈すべきか。この点を明らかにする史料は筆者の手元にはないのであるが、筆者の一応の見通しを以下に示そう。

まず第一に疑われるのは、抵当の増加は、史料操作が妥当でなかったために生じた見せかけのものだったのではないか、ということである。抵当の価額一〇〇ルピー以上を地主的土地市場に区分したのは妥当であったか。一〇〇ルピー以上の抵当一件あたりの価額を検討してみると、一八八〇年前後の約五二〇ルピーであったものが、一九〇四年前後には約二六〇ルピーと半減していることが明らかになる。これは少額の抵当入れの増加を物語るものである。しかし、二六〇ルピーという額が、占有権付ライオット保有地の一件あたり売却価額九〇ルピー（一九〇〇年台）よりなお充分高いレベルにあり、かつまた、中間的土地保有権の一件あたり売却価額約二〇〇ルピーをも上回っていることを考慮して⁽¹²⁾、統計上にあらわれた抵当の増加は大むね実質増を示していると見なすことにしよう。

さてこう考えることはできないであろうか。土地市場の構造が示している通り、地主階級が土地を処分することによって経済的窮状を脱する道は、永代借地権の授与、抵当、売却の三つしか存在しない。社会的経済的諸条件が時代

とともに変るにつれて三者の有利度も変化するが、一九世紀末においては抵当の比重を高くするような有利な条件が作用していたと考えるのである。その条件とはまず、ベンガル借地法の制定（一八八五年）によって、一八六〇年代に端を發し一八七〇年代に入り激しく燃えあがったいわゆる「地代騒動」に集約されるライオットの反地主運動に解決が与えられ、それまでゆさぶりをかけられていた地主経営が全体として相対的安定期に入った結果、地主的土地權益の担保能力が増したということである。それは抵当入れを容易にし、売却によって土地を最終的に手放してしまう前に土地を抵当に入れて金を借りる層を増やしたことであろう。また第二に、既に述べたように物価上昇の結果永代借地契約が不利になったため抵当への乗り換えが行われたということも想定できよう。前にふれた通り地主的土地市場の全体としての規模は緩慢にしか拡大しなかったが、そのような停滞的安定的な状況の中で抵当の方へ振子が揺れた結果、売却の停滞もしくは減少傾向という現象が生れたものと考えられるのである。

抵当の増加と売却の停滞ないし減少という二つの現象からは、どちらを重く見るかによって、地主経営の危機あるいは安定という正反対の結論を引出すことが可能であろうが、筆者は右に述べた理由によりこの二つの現象の中に地主経営の相対的安定を見たいと思う。それは、後見裁判所 (Court of Wards) の管理下に入るザミンダールの数が一九〇五年までは少なかったという事実からも傍証されよう。⁽¹³⁾

しかし同時に、このような相対的安定の相貌の下に不安定要因が潜んでいたことをも指摘しておかなければならない。長期的に見れば、抵当による債務の累積は徐々に地主経営を蝕んで行かずにはおかなかったであろうし、また統計を詳細に検討すると次のような事実が明らかになるのである。

図5、6によって地主的土地權益の売却市場における購入者の構成を見よう。地所の持分権について見ると、ザミ

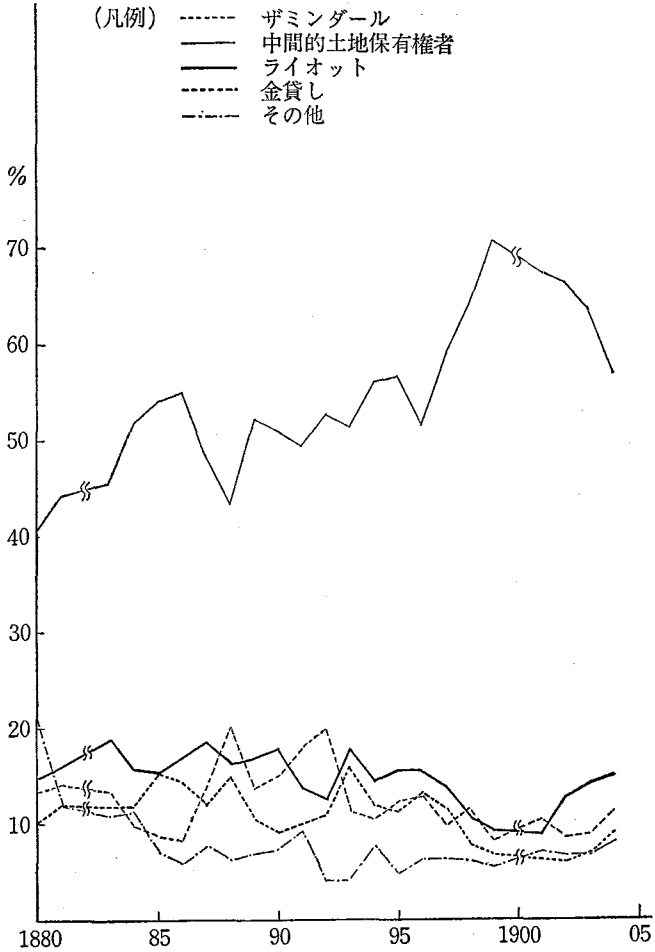


図5 地所の持分権の購入者の構成
(出所) RRD 当該年度

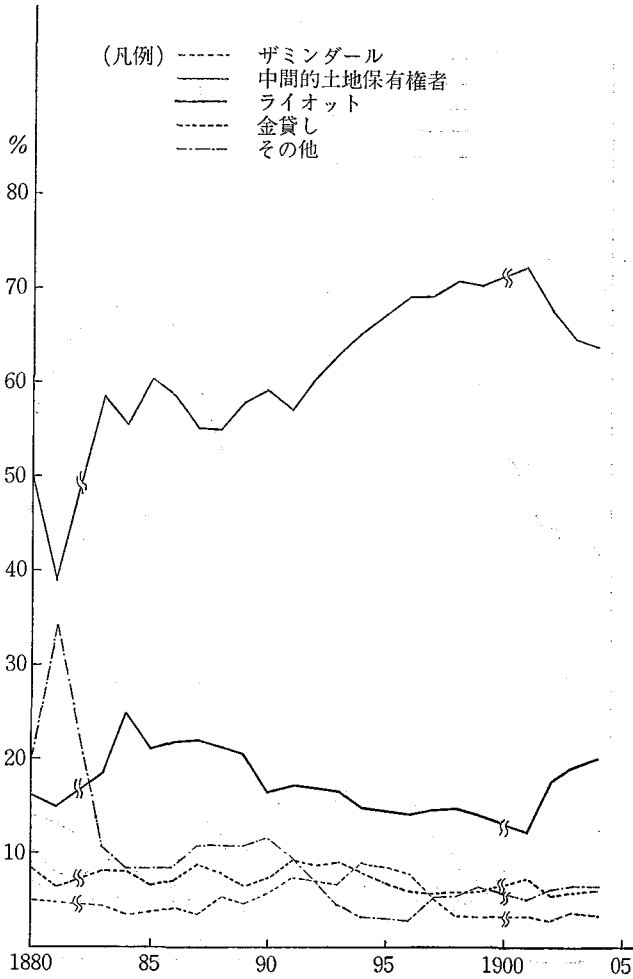


図6 中間的土地保有権の購入者の構成
(出所) RRD 当該年度

ンダールたる購入者の割合は一〇〜二〇パーセントにすぎず、さらに注目すべきことには、一八九二年以降それは明白な減少傾向を示している。最大の購入者層は中間的土地保有権者である。一八八九年から徐々に増加していた彼らの比率は、一八九六年以降の四年間に五三パーセントから七一パーセントへと急増した。しかしその後急速に減少して以前と同じ水準に戻っている。次に中間的土地保有権の売却市場であるが、これは中間的土地保有権者自身によって支配されていたといえる。ザミンダールの比率は無視しうるほど小さい。中間的土地保有権者たる購買者の比率は、地所の持分権の場合と同じようなパターンで変動し、一九〇〇年に頂点に達した後減少に転じている。⁽¹⁴⁾

ザミンダール層が地主的土地市場の支配的地位にいないことは明白である。しかも彼らの手にわずかに残されたものでさえ年々減少し続けていたのである。地主的土地市場を支配していたのは中間的土地保有権者層であったが、一九〇〇年頃以降彼らの掌握力もまた弛緩し始めていた。このような後退によって生じた空隙をどのような階層が埋めたのか、また後退は一時的変動にすぎなかったのかどうかは、残念ながら明らかでない。図5と6とはライオットがザミンダール、中間的土地保有権者にとって代る購入者として浮上し始めたことを示唆しているように見えるが、登記部年次報告は一九〇五年以降購入者内訳の統計の掲載を停止してしまつたので、この点を十分に立証することは出来ない。しかしいづれにせよ、二〇世紀に入って地主的土地市場において地主的階層の購入者の比率が低下し始めたという事実は注目に値するといえよう。

次に地主的土地権益の価格について簡単に検討してみよう。価格統計が不備なため、一件あたりの売却価格の変化を追うことで満足しなければならない。地所の持分権及び中間的土地保有権の一八八三年度から一八八六年度までの四年間の一件当り平均売却価格を一〇〇として、一九〇一年度から一九〇四年度までのその指数を計算すると、そ

れぞれ一四〇、一三三となる。ところがこれに対応する占有権付ライオット保有地の指数は一六一であり、前二者を遙かに上回っている⁽¹⁵⁾。すなわち、土地市場における地主的土地権益の農民的土地権益に対する相対的評価がこの期間に下落した、あるいは、両者の価格差が縮小した、と推定されるのである。

土地市場の分析から判断する限り、ダッカ地方の地主制はかなり安定した様相を見せていた。しかしその背後に地主制の凋落の予兆ともいふべき現象が看取されたのも否定し難い事実であった。抵当の増大、地主的諸階層の地主的土地権益の購入者としての地位の低下、地主的土地権益の価値の相対的の下落、それから前節(a)で指摘したサブインフレーションの進行の減速といった現象が、一九〇〇年代以降独立に至る時期のダッカ地方の地主制の展開をどのように規定して行くのか、今後の研究課題として解明されなければならないであろう。

1 RRD, 1885-86, par. 16. 表2において礼金の額のかわりに年間地代額を永代借地権の価額として掲げたのはこのためである。なお、RRD, 1877-78, par. 10 は礼金プラス年間地代額をもって永代借地権の価額としているが、これには同意できない。また、表面に出た礼金以外に裏で金が支払われている可能性が高いが、この点は考慮に入れていない。

2 RRD, 1877-78, par. 9; 1880-81, par. 12; 1884-85, par. 108.

3 中間的土地保有権設定理由に関する最も標準的な説明として受け入れられているのは、バコルゴンジ県の土地調査査定事業にあたったJ・C・ジャックの見解であろう。彼は、development, promotion, revolt, interpolation, fraud, family arrangementの六つを設定理由としてあげている。それぞれ複雑な内容をもつもので詳しくは原文について検討されたい。(SSO-Bakar gani, pars. 134-144). また前掲白田「スワデシ運動」二七一-三二二頁も参照。

4 RRD, 1874-75, par. 10; 1877-78, par. 10.

- 5 RRD, 1874-75, par. 10. 引用文中のごとはに説明を加えておく。「カイミ(kayami, kaimi)」は「永代的な」の意。「パッタ」については本文一四三頁を見よ。「ロニシヤ(karsa)」は、ポルコンシ県独特の耕作農民の権利で、土地調査査定事業によってベンガル借地法の占有権にあたる」と認定された。(SSO-Bakarganj, par. 128.)「バルガ(barga)」は刈分小作制度のこと。
- 6 RRD, 1882-83, par. 11.
- 7 RRD, 1880-81, par. 10.
- 8 RRD, 1889-90, par. 7. なおこの見解に疑問を呈するものがないかつた訳ではない。例えば、大小の河川の沖積作用で生れる「チャル(char)」と呼ばれる沖積地の処分についてザミンダールが一定の発言権をもっていたのだから、東ベンガルではザミンダールの処分しうる土地の減少はストレートには現われにくい、という指摘がそれである。(RRD, 1901-02, par. 12.)
- 9 RRD, 1882-83, par. 11.
- 10 RRD, 1886-87, par. 6; 1887-88, par. 23.
- 11 表3から明らかのようにダッカ地方における「地租納入地所の全体」の売買量は極めてすくない。こうした状態は他の地方でも同じで、「地租納入地所の全体」の売買のほとんどはカルカッタにおいて集中的におこなわれていた。そしてそれらにしても、「カルカッタで譲渡されるものは(中略)主として建設用地、藍と茶のプランテーション(concerns)「鉱区である」と報告されているように(RRD, 1890-91, Note to Statement XII)「普通一般の「地所」とは異なるものであった。
- 12 RRD から計算。
- 13 Report on Wards' and Attached Estates in the Lower Provinces による。ただし、後見裁判所管轄下の地所の数は一九〇六年以後増勢に転ずる。

なお一点補足しておきたいことがある。一九世紀末は「ボッドロロク(bhadralok)」と呼ばれるベンガル人ヒンドゥー上位カーストの中小地主層の困窮が社会問題化した時期であり、それが一九〇五年のベンガル分割に反対するスワデシ運動の背

景として重要な意味をもったとされている。土地市場の統計から見ると、彼らの「困窮」の程度は彼らの土地所有の中心部分をなす中間的土地保有権の売却を惹きおこすほどのものではなかったと判断される。それどころか既に明らかにしたようにスワデシ運動に先立つ数年の間中間的土地保有権の売却は低い水準にあったのである。彼らの「困窮」はむしろ抵当の増加というかたちで土地市場に反映されていたと考えるのが妥当であろう。以上、スワデシ運動の背景として「ポッドローク」の「困窮」に言及がなされながら、「困窮」の程度、内容についての検討が十分に明らかにされていないので、補足しておく。

14 購入者中マハージャン||金貸しの比率が低いのは、彼らの多くが土地所有者でもあることから、統計上はザミンダール、中間的土地保有権者として処理されたためと思われる。

15 RRD の関係年度から計算。

四 農民的土地市場の分析

(a) 一〇〇ルピー未満の抵当

一〇〇ルピー未満の抵当に入れられた土地権益は、一八八九年度登記部報告がモイモンシンホ県について「これらの証書〔一〇〇ルピー未満の抵当証書のこと——筆者〕一〇〇件のうちかれこれ九五件は占有権付ライオット保有地に関するものである」と指摘している通り、占有権付ライオット保有地であった。つまり抵当権設定者のほとんど全部はライオットだったと考えてよいのである。それでは抵当権者はどのような階層に属していたか。登記部の報告はこの点について手懸りを与えない。しかし、後に四(c)節で明らかにするように、多くの公式報告がベンガル農村部

には職業的な金貸し階級があまり存在しないとして、および、ライオット保有地の購入者の大部分はライオットであったことを考えると、**抵当権者**としては金貸しばかりでなく富裕なライオットが大きな比重を占めていたと見て大過なからうと思われる。

さて、「財産権移転法（一八八二年）」は**抵当**を四つのタイプに分けている。すなわち、(1)単純**抵当** (simple mortgage) (2)売却条件付**抵当** (mortgage by conditional sale) (3)用益権**抵当** (usufructuary mortgage) (4)イギリス**抵当** (English mortgage) である。最後のイギリス**抵当**なるものは、カルカタ等のいわゆる「管区都市 (Presidency towns)」で主として行われたものであるから、検討の対象からははずすことにしよう。⁽²⁾ 残る三つについては、かいつまんで言えば、債務不履行になつた場合、単純**抵当**においては**抵当権者**は裁判所の裁定によつて初めて**抵当物件**を売却させる権能を得るのに対して、売却条件付**抵当**においては裁判所に訴えることなく同じ権能を得ることができた。後者はインドで最も一般的に見られたところの**抵当**の形式で、ベンガルでは「**ロトコバラ** (kat-kobala)」、「**bye-bil-wuta**」の名で知られていた。⁽³⁾ これらに対し**用益権抵当**にあつては、**抵当権設定**と同時に**占有権**と**用益権**とが**抵当権者**の手に移転することに特色が見られるのであるが、現実には**抵当権者**が**抵当権設定者**に**借地人**として**抵当物権**たる土地を占有したまま留まることを許し、**利子**に相当する金額を**地代**として徴収することが珍らしくはなかつた。⁽⁴⁾ **用益権抵当**が実質的には**借地**小作の形態をとることもあつた訳である。いうまでもなく三つの**抵当形式**のうちでは**用益権抵当**の条件が最も厳しいものであつた。⁽⁵⁾

ダッカ地方のライオットは以上三つのうちの形式の下に保有地を**抵当**に入れていたか。この点に関してはバコルゴンジ、フォリドプル両県の土地調査査定事業を担当した J・C・ジャックの報告が参考になる。彼は**用益権抵当**が

どの程度ライオットをとらえているかを調査した。この調査は彼自身認めているように不完全なものであったが、ライオットが用益権抵当に入れている土地面積はバコルゴンジ県で八、八六九エーカー、フォリドプル県で五、一九九エーカー、貨幣地代を納入するライオット——すなわちライオットの大部分——の保有地総面積に対する割合は、それぞれ〇・六七パーセント、〇・三〇パーセントという事実を明らかにしている。これは極めて低い数値といつてよいであろう。他の抵当形式については彼は彼はバコルゴンジ県に関する報告で、「たかさんの土地が占有権を明渡すことなく抵当に入れられている。シャハバール島では特にそうである」と指摘しているにすぎない。要するに、少なくとも右の二県では、二〇世紀初頭の段階においては、用益権抵当は未だ支配的にはなっていないかと思われること、このことが重要である。⁽⁸⁾これは、用益権抵当が一般化しライオットを苦しめたとされる一九三〇年代とは対照的⁽⁹⁾な、われわれの時代の抵当形式の特色といつてよからう。

一〇〇ルピー未満の抵当の増加の様子は図3に示されている。それは一八九三年度まで驚くべき勢いで増えた後、一八九四年度、一八九九年度の二つの谷をはさんでヨリゆるやかな上昇を続けた。そして一八八〇年度から一九〇四年度までの四半世紀の間に件数は七倍に増加した。

このような急激な増加の引金となったのは、一八八五年に制定されたベンガル借地法であった。例えば一八九〇年度登記部報告は「マハージャン〔金貸し〕が土地を担保に取らずには小規模耕作者に金を貸したがらなくなっていること」に注目し、「こうした動きの根底に〔ベンガル〕借地法によって導入された借地人の権利は譲渡しうるといふ原則があることは疑いない」と指摘したのであった。⁽¹⁰⁾ライオットが融資を受ける方法としては、古来広く行われている個人的信用によるものなど多様なものがあつたが、ベンガル借地法でライオットの権利・義務の明確化、その譲渡

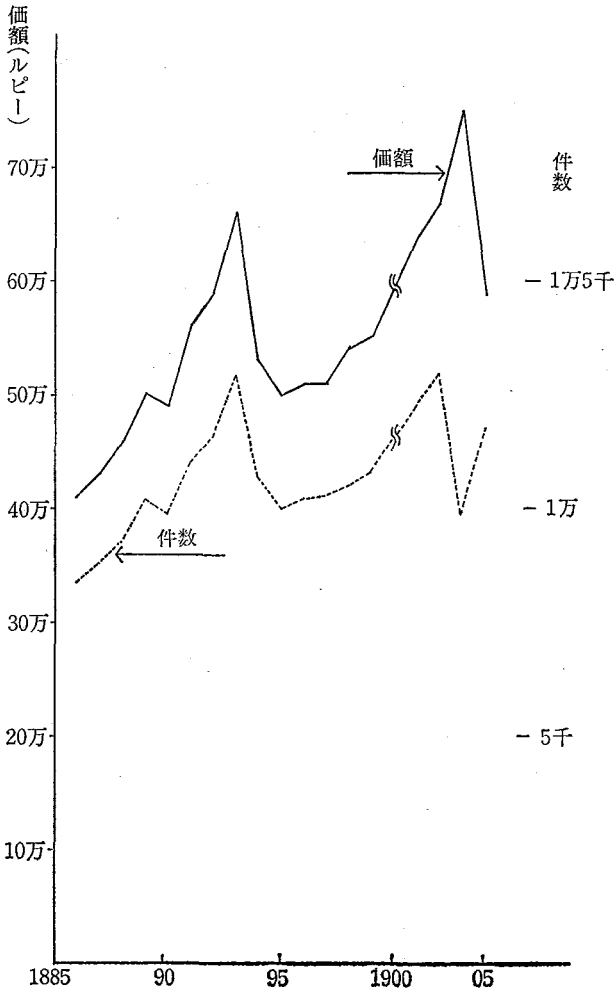


図7 100ルピー未満の金銭支払債務証券の停滞
(出所) RRD 当該年度

の事実上の承認、一言にしていえばライオットの土地權益の事実上の物權化が完了したため、これを抵当物權とした融資が急速に拡大していったのである。⁽¹¹⁾

しかしベンガル借地法は土地抵当の増加の必要条件を整えたにすぎず、多様な農村金融の形態がある中で、土地抵当が急激に伸長して行く理由を十分に説明するものとはいえない。この点を検討するために、農村金融に関するもう一つの系列の統計が一〇〇ルピー未満の金銭支払債務証書 (money bond, obligations for the payment of money) の登記統計として得られるので、これと一〇〇ルピー未満の抵当とを比較してみよう。金銭支払債務証書というのは借金の証文のことで、債務不履行になった場合、動産を差押えることができた。図3と図7から明らかのようにベンガル借地法成立以降数年の間は件数はほぼ互角であり、しかも双方ともに増加を続けている。一八九一年度と九三年度の登記部報告が指摘している通り金銭債務証書の増勢の方が強く見えることもあった。⁽¹²⁾しかし金銭債務証書は一八九四年度以後長い停滞期に入り、一九〇三年によく以前の水準を回復したものの、またすぐに減少傾向を辿り始めていたのである。これに対して抵当の方は増勢が鈍ったものの一八九〇年代以降も増加を続け、その結果抵当の金銭債務証書に対する優位が決定的なものとなった。このような両者の動向から推量すると、他の農村金融の形態との関係で抵当の地位が決定的に高まり始めるのは一八九〇年代半ば以降のことであろうと思われる。その重要な要因として筆者はライオット保有地の価格上昇があったと想定している。すなわち、図8(後出)に示されているように、一八八〇年代末に上昇基調に転じた占有権付ライオット保有地の単位面積あたり価格が、一八九〇年代半ばに格段に高い水準に到達している事実を重視するのである。こうした価格上昇が農民的土地權益の担保能力を高め、その結果土地を担保に取るかたちの農村金融が他をおさえて拡大していったと考えられる。

次に、ライオットが保有地を抵当に入れた原因であるが、経済的困難からの抵当入れと並んで、生産を拡大する資金を調達するための、いわゆる *productive loan* に相当するものが存在したことを見落してはならないであろう。ダッカ地方に隣接するノアカリ県の登記所長は、豊作の年にもかかわらず一〇〇ルピー未満の抵当が大きく増加した原因を、「耕作を拡大したライオットが農業目的で牛その他を買うために土地の小部分を抵当に入れた事実」に求め⁽¹³⁾ている。また、ビハールのサラン県からは、五ビガ程度の保有地をもつライオットが種子や役牛を買うために一、二ビガを抵当に入れ、マハージャンではなく小金を貯めた同輩の村民から金を借りるといふ興味深い例が多数あることが報告⁽¹⁴⁾されている。

農民的土地市場における抵当の爆発的増加の背景を探ってみると、以上のように、ライオットの窮乏化といった公式では割切れない事情、すなわちライオットの保有地に対する権利の確立・農民的地価の上昇↓農村金融の編成替え、農業生産の向上に取組むライオットの存在といった現象が伏在していたことが明らかになる。筆者は、一九世紀半ば以降のベンガル経済の巨大な変動の中で、多くのライオットが困窮の淵に沈められていったであろうことを決して否定するものではないが、そうしたいわば否定的側面の対極に右のような肯定的側面が生れてきたという事実も認めるべきであると思う。抵当の増加はこのような否定的・肯定的両側面のからみあいの所産なのである。

ところで、ライオットが土地を抵当に入れて金を借りる時の利率は、個人的信用だけで借りる場合ほどではないにせよ、極めて高い水準にあった。例えば、バコルゴンジ県のシャハバージプル島については「利率はふつう二四、三二もしくは四八パーセントでそれ以上のことさえ時々ある。支払われなかった利子は常に元金に加算され、新規の証書が作成される」と報告⁽¹⁵⁾されている。利率自体が高いばかりでなく、それは複利計算されていたのである。このよう

な厳しい貸付条件のもとで利子を支払い元金を返済して金貸しの手から逃れ出られるライオットの数は限られていたことである。多くのライオットが債務不履行に追込まれて土地を売却せざるを得なくなつたと考えられる。次節では占有権付ライオット保有地の売却について検討する。

(b) 占有権付ライオット保有地の売却

農民的土地権益の売却のなかで永代定額ライオット保有地の比率は極めて低く、しかも売却件数に大きな変動が見られないので、考察の対象からはずし、以下では占有権付ライオット保有地だけを取上げることにする。

占有権付ライオット保有地（以下単にライオット保有地）の売却の件数と価額が一八八五年から一九〇四年までの二〇年間にそれぞれ四・七倍、七・七倍という急激な増加を記録したことはすでに指摘した。その増加の軌跡を図4で見ると、一八九六年飢饉とその直後の数年間に落ちこみを見せただけで、一八八〇年代末からほぼ一直線に伸び続けている。

これらの売却で移動されたライオット保有地の累積面積はどのくらいの規模に達しただろうか。登記部報告はバコルゴンジを除くダッカ地方の三県において一八八二年度から一九〇三年度まで毎年売却されたライオット保有地の面積を掲載している。それによると、この二二年間の累積売却面積は、ダッカ県三四六、三三三・一ビガ、フォリドプル県三四二、二七九・八ビガ、モイモンシンホ県七三七、九一八・七ビガにのぼつた。⁽¹⁶⁾ 土地調査査定事業で確認された地代支払義務を負う占有ライオットの保有地の総面積（ほぼ作付面積に等しい）に対するこれらの数値の百分率は、それぞれ八・五、九・四、八・五パーセントとなる。⁽¹⁷⁾ バコルゴンジ県全体をカバーする統計は残念ながら存在しないが、

同県の南部のシュンドルボンに位置する政庁直営地 (Government estate) のトゥシカリ (Tushkhai) で、一八八〇年代半ばから一八九〇年代半ばにかけての十年間に売却されたライオット保有地は、五、四七七ピガにのぼったことが知られている。耕地・宅地・果樹園等からなる査定対象地 (assessed area) に対する割合は八・五パーセントである⁽¹⁸⁾。これを二・二倍して二二年間の売却面積を推定してみると一八・七パーセントという結果が得られる。

三県における登記率は低かったと思われること、またトゥシカリの統計にしても「全然全く網羅的なものではない」と率直に認められていることを考慮すると、実際に売却されたライオット保有地はずっと多かったに違いないと思われる。仮に前述の推定に従って登記率を三〇パーセントと見れば、三県において二二年間に売却されたライオット保有地は三〇パーセント前後となるであろう。売却の数字の中に種々の事情による空売り、又売り等々が含まれていることは多いにありうることであって、その点を考慮しなければならないのもちろんであるが、それにしても一九世紀末二〇世紀初頭においてすでに、ライオット保有地の売却が相当の規模に達していたという事実は動かし難いのである。

ライオット保有地売却におけるこの時期の重要性を確認するために一九三〇年代との比較を行なっておこう。ベンガルの土地制度に関する綜括的な調査を実施しザミンダリー制の廃止を答申したことで有名なフラウド委員会 (Floud Commission) は、ライオット保有地の売却についてサンプル調査を行った。それによれば、一九三九年までの一二年間に売却されたライオット地 (rai-yati area) は、ダッカ県四・九パーセント、フォリドプル県六・六パーセント、バコルゴンジ県五・七パーセント、モイモンシンホ県五・五パーセントと報告されている⁽²⁰⁾。これに対して、登記部報告によって、一九〇三年までの同じ一二年間に売却された占有権付ライオット保有地を計算すると、ダッカ五・

表4 ティッペラ県における占有権付
ライオット保有地の売却件数

年 度	件 数
1884— 85	6,795
1889— 90	9,900
1894— 95	15,382
1899—1900	24,041
1904	25,224
1929	3,292
1930	2,500
1931	6,088
1932	7,687
1933	10,612
1934	13,008
1935	15,846
1936	21,038
1937	18,917

(出所) 1884—85年から1904年まで、
RRD の当該年度。
1929年以降、Floud Comm.
Rep., vol. 5, p. 348.

ティッペラ (Tipperah) 県 (現在のクミッラ県) における占有権付ライオット保有地の売却件数を示したものである。この県では一九二九年以降のいかなる年の売却件数も一八九九年、一九〇四年の水準に達しなかった。

大恐慌以後の土地市場は様々な要因に規定されて極めて複雑な動きを示しており、しかも土地売却に関しては買手がつかなくて売りに売れないという状況があったと思われるので、安易な比較をすることは慎まなければならないが、公式統計によって把握されたライオット保有地売却の量的側面に関する限り、一九世紀末二〇世紀初頭という時期は大恐慌後三〇年代に劣らない重要性をもっていたと見てよからう。

次に、ライオット保有地の一件当り売却面積について検討する。それは一八八〇年代前半の六ビガ前後から一九〇

七パーセント、フォリドプル八・四パーセント、モイモンシンホ六・二パーセント(バコルゴンジは不明)と算出される。⁽²¹⁾ サンプル調査の精度と登記部統計の登記率との比較が出来ない以上断定的なこととは言えないが、以上の数字は一九世紀末二〇世紀初頭におけるライオット保有地売却の方が一九三〇年代のそれより多かつたのではないかという印象を与えるのである。このことは次の事実からも傍証される。表4はダッカ地方の東隣りにある

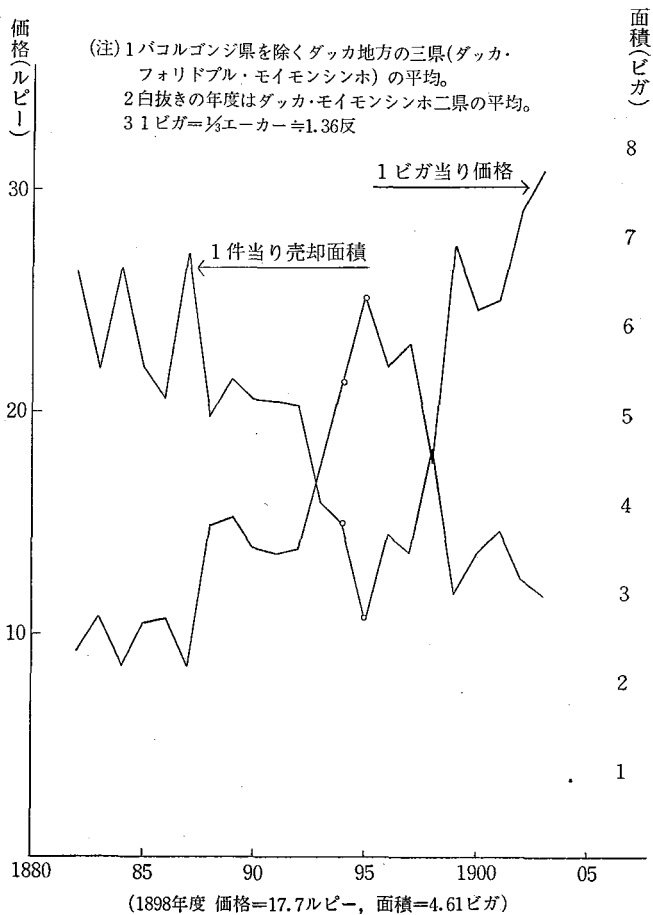


図8 占有権付ライオット保有地の1ビガ当り価格及び1件当り売却面積
 (出所) RRD 当該年度

○年代前半の三ビガ強へと二〇年間に半減した(図8)。ところで、道路整備税(Road Cess)導入時に実施された調査の結果に依拠してP・C・ラエが一八七六年に試みた推定によれば、フォリドプル県では五ビガの土地からなるライオット保有地が $3/4$ を占めていたとされている。⁽²³⁾また、土地調査査定事業の最終報告書によれば、二〇世紀初頭のダッカ地方の「直接労働者(actual workers)」(実質的にはライオットを指す)の平均土地保有面積は、ダッカ県二・八八エーカー(八・六ビガ)、バコルゴンジ県二・八〇エーカー(八・四ビガ)、モイモンシンホ県二・六七エーカー(八ビガ)であった。⁽²⁴⁾したがって、保有地の売却に際してライオットは全体を売ることを避け、一部分を切り売っていた訳である。いわゆるpart holdingsの売却である。事実、フォリドプル、モイモンシンホ両県からは売却されるライオット保有地の過半数はpart holdingsであると報告されている。⁽²⁵⁾多数のライオットが保有地を売却したとしても、それはライオットの土地なし農民化を直ちに意味する訳ではなく、むしろ多くの者はいわば「半ライオット」とでも呼ぶべき存在になっていったこと、しかも、一件当り売却面積の漸減傾向が示すように、そうした傾向は時代が下るとともに顕著になること、に留意すべきであろう。

ライオット保有地の価格については既に言及したが、図8から明らかのように、一八八〇年代半ば迄は一ビガ当りおよそ一〇ルピーだったものが、二〇年後の一九〇〇年代前半には二五〜三〇ルピーにまで急騰した。⁽²⁶⁾右に指摘した一件当り売却面積の減少を惹起した原因としては、零細ライオットの土地売却が登記されるようになったことがもたらん考えられるが、それと並ぶ重要な要因としてこのような地価急騰をあげることができよう。地価の上下と一件当り売却面積の増減の間に相関関係のあることは、図8から明らかである。物価水準が比較的安定している中で地価だけがとびぬけたかたちで上昇した結果、ライオットは少ない面積を売却することで当面の経済的安定を満たせるよう

になったのだと思われる。

以上要するに、一九世紀末二〇世紀初頭のライオット保有地の売却市場において根本的な変動が起つていたと言つてよいであらう。ベンガル借地法（一八八五年）がその主たる原因であつたことは疑いない。図3、4、8はすべて同法成立後数年経過した時点で急激な変化が起つたことを示しているし、また一八九八年度の登記部報告は次のように指摘したのであつた。⁽²⁷⁾

「……………この「ライオット保有地取引増加の」原因は多分「ベンガル」借地法の作用であらう。同法は農民に、同法によつて保証され、大なり小なり自由に譲渡しうる諸権利を持つてゐることを理解せしめた。法によれば、ライオット保有地の譲渡については慣習が大きくものをいうことになつてゐるのであるが、その慣習は全ての県ですくなくともベンガル本土 (Bengal proper) では——徐々に成長し承認されつつあるのである。」

ところで、奇妙なことだが、ベンガル借地法は、同法の制定過程で最も議論を呼んだ問題の一つである占有権付ライオット保有地の譲渡の可否を、直接取扱つた独立の条文を備えていない。現存する慣習及び慣習的権利の尊重を謳つた第一八三条への「例解(一)」において、尊重さるべき慣習の一つとして「ライオットが彼の保有地を地主の同意を得ることなく売却する権利を付与されてゐるところの慣習」が例示されてゐるにすぎないのである。この例解を主たる根拠として、占有権付ライオット保有地の譲渡を認めるか否かは当該地方の慣習に委ねられるべきである、という法解釈が行なわれるようになった訳である。しかしどういふ慣習が存在するのか実際に判定するのは必ずしも容易ではなく、地主的立場から、譲渡に際して地主の同意を必要とするといふ慣習が存在すると反撃される余地が残されてゐない訳ではなかつた。慣習の内容は地主とライオットの力関係で決つていつたと言つてよからう。またもう一つの

問題点として「地主手数料 (landlords' fee)」があった。「地主手数料」の支払がなければ、地主はライオット保有地の購入者を新しいライオットとして認知し、地代台帳 (rent rolls) の名義を彼の名前に変更しようとしなかったため、地代台帳上のライオットと実際のライオットの間にはば食違いが生じるようになったのである。⁽²⁸⁾ 占有権付ライオット保有地の譲渡が正式に法認されたのはベンガル借地法の一九二八年改正によってであり、地主手数料が正式に撤廃されるには同法の一九三八年改正をまたなければならなかった。⁽²⁹⁾

一八八五年ベンガル借地法はこのように慣習に委ねるという不徹底なかたちで占有権付ライオット保有地の譲渡を認めたと過ぎなかった。そしてこうした中途半端な状態が一九二八年まで続くのである。しかし現実には、既に見たように同法を契機にライオット保有地の売却（そして抵当入れ）が大規模に行われるようになり、しかもそれは、同意が必要であるとする地主の主張を圧潰すかたちで進行していったのであった。⁽³⁰⁾ したがってベンガル借地法第一八三条例解^(一)でもってライオット保有地の譲渡の自由が事実上確立したと見ることができ。さらに、同法によってライオットの権利・義務が明確にされ、地主側の圧制からの保護が与えられたことをも考慮するならば、いわゆる農民的土地所有がベンガル借地法で事実上確立したと言うことが許されよう。

ところで、ベンガル借地法の控え目な規定が農民的土地所有確立の里程標となりえたのは、借地法制定以前にすでにライオットの権利の前進が見られていたからに他ならない。ベンガル借地法案に関する報告の中でベンガル政庁は「ここで問題なのは「占有権の自由な売買を」『導入する』ことではなく、この国が必要を感じて自発的に生み出し、現在まで何ら悪い結果をもたらしていないところの生長中の慣習を確認し承認することなのである」と述べ、ライオット保有地の売買の慣習が事実上拡がりつつあることをはっきり認めている。⁽³¹⁾ また、有名な R・C・ドット (R. C.

Duty) はベンガル借地法制定直前に、バールゴンジ県の収税官 (Officiating Collector) の地位にあったが、彼は同県でライオット保有地を売却する慣習が広く見られることを指摘した上で、「法律上に認められているのか実際上のことにすぎぬのかはともかくとして、占有権は市場価値を持っており、語の最も厳密な意味で財産である。それは困った時に耕作者がいつも頼りにするところの財産なのである」と述べ、占有権を売却する権利を否定したなら、この「財産」を無価値なものにし、ライオットから事実上奪う結果になるだろうと警告した。⁽³²⁾ このようにライオット保有地が売買しうる「財産」化しつつあった現実に法的支持を与えたところに、ベンガル借地法の意義があったのである。そして、このようなライオットの農民的土地所有の前進が経済過程としてだけ進行したのではなく、一八七三年の「パブナ地代一揆」を頂点とする一八七〇年代におけるライオットの地主に対する階級闘争の昂まり^(32a)——政治過程にも支えられ、それによって加速されていったのであることは、いうまでもあるまい。実は、ベンガル借地法の制定自体が、ライオットの闘争に対する政治的対応として、構想されたものであった。

一九世紀末に急速に拡大したライオット保有地の売却(そして抵当入れ)は、以上のごとく、ベンガル借地法を画期とする農民的土地所有の事実上の確立を前提として生じた現象であった。次の節ではライオット保有地売却がどのような事態をもたらしたか、すなわちライオットの階層分化の問題を検討する。

(c) 占有権付ライオット保有地売却の帰結

図9は占有権付ライオット保有地の購入者の構成の年代的变化を示したものである。明らかかなようにライオットたる購入者が圧倒的大部分を占め、その比率は一八九五年頃以降約七五パーセントの水準で安定した動きを見せてい

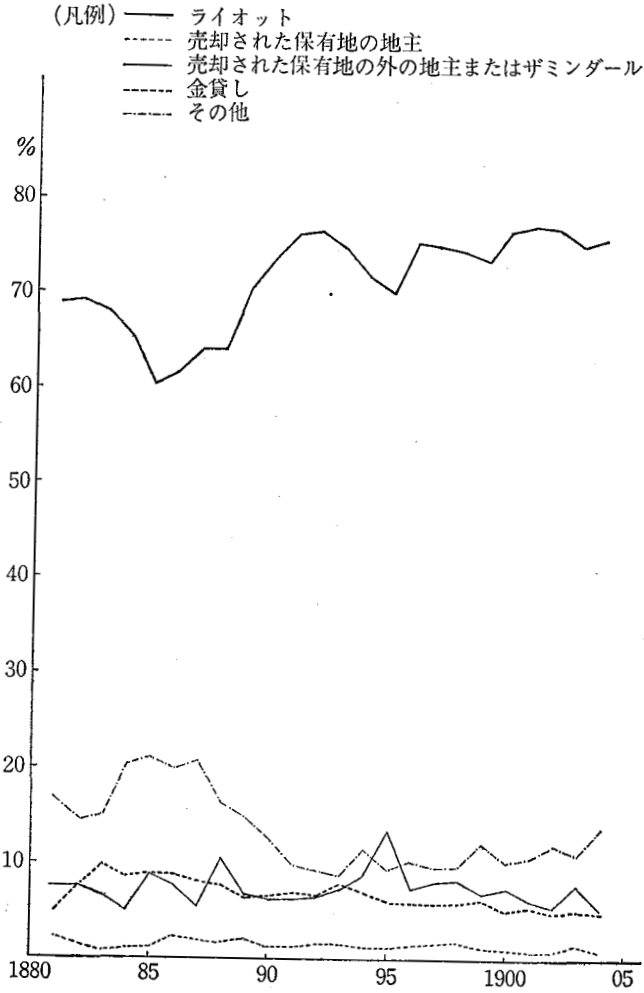


図9 占有権付ライオット保有地の購入者の構成
 (出所) RRD 当該年度

る。これに対して、土地購入上有利な立場にあつたはずの売却された保有地の地主の比率は僅かに一〇二パーセント、売却された保有地の外の地主もしくはザミンダールのそれは五〇九パーセントで、意外なことにマハージャン（金貸し）のそれも五〇九パーセントと極めて低いレベルにあつた。しかもこれら三グループの比率は年々低下する傾向を示している。この統計からまず指摘しうるのは、前節で明らかになつた大規模なライオット保有地売却はライオット階級全体の没落をもたらしような性格のものではなく、むしろライオット階級内部での階層分化を進行促進させる作用をするものであつたことであろう。もつとも、図9の統計ではマハージャンの役割が過小評価されている疑いはあるのであるが、この問題は後で扱うことにする。

それではライオットはどのような階層に分化していったか。まずライオット保有地を買集めて上昇していったと思われるライオットについて検討を加えよう。

初めに確認しておきたいのは、本稿の一章で触れたように、われわれの対象とする時期に先立つ一八七〇年代においてすでに、ダッカ地方の占有ライオットの間に相当程度の階層の分化が見られていたという事実である。⁽³⁴⁾この前提に立つたうえで、筆者は、一八八〇年代初頭に次のように描かれている上層ライオットに注目したいと思う。ベンガル借地法制定に関する論議の中で一八八四年にモイモンシンホ県の収税官 (Collector) E・G・グレイジャ (E. G. Glazier) は以下のような興味深い報告を書き残した。⁽³⁵⁾

「……………しかし直接耕作者が保護を必要としているのは金貸しに対してだけではないし、主として金貸しに対してであるということさえ出来ない。ジ、ョ、ト、ダ、ル、あるいは占有権保有者は事の当然の次第として土地を又貸しし自分の下にライオットを置くようになる。そして大土地所有者より小地主の方がライオットに対して苛酷だというのは

定評のあるところである。「ジョトダールなどより」下級の借地人たちを需要供給の法則に委ねて置く一方で、小地主へと成長してゆくライオットの中の一階層の立場をさらに安全なものにすることを狙いとする制度はいかなるものといえども、必然的に、土に縛りつけられ自分の運命に不平満々の農奴階級の増加を促進するという結果にならざるをえない。

ライオットのあらゆる階層に適切な保護を与えられないような解決は決して政治的に思慮深いものとも永続的なものとも認めることができない。それに、今こそ事態を満足すべき基礎の上に据えるべき時でもあるのである。ザミンダールは直接耕作者を中間介在者 (middlemen) から守る処置に進んで手をかすであらうし、ライオット地主 (rajyat-landlord) の方は得策だと判断されるあらゆる立法上の提案に抵抗できるほど強固な立場を未だ築いていない。しかし、もし現在の機会が見逃されてしまったら、今から一世代の後に、小地主の群れに圧迫され法外な地代を搾り取られている耕作者の名において「政府が」介入するのは遙かに困難な仕事となる。(傍点引用者)

引用が長くなったが、要点は、「ライオット地主」、「小地主へと成長してゆくライオットの中の一階層」、「ジョトダールあるいは占有権保有者」などと様々な呼び方をされているライオットの上層部分——別の文書では「土地仲買人 (land jobbers)」とも呼ばれている⁽³⁶⁾——が一八八〇年代初頭においてすでに明瞭な一つの階級として分化してきているが、自らの階級的利害を積極的に主張しうるほどには階級として成熟していなかったこと、彼らは地主化の道を辿りつつあり、小作人たる直接耕作者から法外な地代を取立てていたこと、そして彼らから直接耕作者を守る措置を直ちに取らなければ手遅れになると憂慮されることの三点である。ライオット保有地の購入者中七五パーセントを占める「ライオット」と分類された人々の中核にはこのような「ライオット地主」があり、land jobber と表現されている

ようなやり方で土地を買漁りながら地主化していったものと筆者は考える。無論、中層や下層のライオットが自作経営を拡大したり、あるいは一度失った土地を回復するために購入するケースも多くあっただろうが、前記のような激しい地価上昇という条件のもとでは、それは急速に困難になっていったことであろう。

さて、グレイジャのほとんど予言的とさえいえるほどの確な警告があったにもかかわらず、現実には成立したベンガル借地法は右のような土地集積者の進出をコントロールしうるような条項をほとんど備えていなかったし、わずかにあった条項も後述のように運用の過程で有名無実化せしめられていった。⁽³⁷⁾ 事実上法的規制を受けることなく土地集積は進行していったと言つてよからう。そして、一九一〇年に東ベンガル・アッサム州でベンガル借地法の改正が検討された時にはすでに、ライオット保有地を購買によって集積した者を法律上どう扱うべきかが問題の焦点の一つになっていたのである。

この時バコルゴンジ県の収税官 (Collector) は、「占有権付〔ライオット〕保有地を通例購買によって取得する非耕作ライオット」の存在、「ライオットの中間的土地保有権」という矛盾した表現」で呼ばざるを得ないような階層の存在に対して注意を喚起した。⁽³⁸⁾ 彼が提案したのはこのような階層を中間的土地保有権者に格上げすることであった。彼は、「事実上土地代徴取者であつて耕作者ではない者がライオット保有地を占有するようになるやいなや、それがライオット保有地として扱われなくなる〔つまり中間的土地保有権として扱われるようになる〕ことを保証する目的の何らかの改正をする差迫つた必要」があると訴えている。⁽³⁹⁾ そうすることによって「非耕作ライオット」の下の小作人たる下級ライオット (under-ryyat) をライオットに格上げし、ベンガル借地法の種々の保護条項の恩恵に与らせることが可能になると彼は考えたのである。この改正問題がどのような結着を見たのか不明であるが、すくなくとも、

土地売買の結果従来の地主とライオットとの間にベンガル借地法が想定しなかったような階層が無視し得ない存在として出現し、政庁をしてベンガル借地法の改正を検討せざるを得なくしたところに、一八八〇年代初頭に「ライオット地主」としてあらわれていた階層の上昇ぶりを窺うことが許されよう。

さて、一八八〇年代から一九一〇年代までのライオット保有地の移動に関するベンガル政庁の報告類を通覧して気付くのは、ライオット保有地の移動において金貸しが果す役割についての政庁の官僚の見解に大きな変化が生じているという事実である。一八八〇年代にあつては先の引用文中の「直接耕作者が保護を必要としているのは金貸しに対してだけではないし、主として金貸しに対してであるということさえできない」という文言に典型的にあらわれているように金貸しの役割が低く見られているのに対し、一九一〇年頃以降になるとライオット保有地購入者即ち金貸しという両者を等置する見方が前面に押出されてくる。たとえば、一九一〇年代のダッカ県におけるライオット保有地の移動とその憂うべき結果について洞察力に富む報告を残した土地査定官 (Settlement Officer) F・D・アスコリ (F. D. Ascoli) は、「本県の二大悪弊は金貸しと現物地地域地域の拡大とである」と調査結果を綜括した⁽⁴⁶⁾。このような政庁の見解における力点の移動は、一九〇四年まで一貫して変ることなくライオット保有地購入者におけるライオットの圧倒的優位と金貸しの取るに足らぬ比率とを示している前述の登記部の統計と正面から矛盾対立するように見える。

この矛盾を解き明かすためには、まず、ベンガル農村部における金貸しの有り様^{よう}について知っておかなければならない。通説によれば、一九世紀後半のベンガルの農村には職業的な金貸し (professional moneylenders)、あるいは金貸しとしてはっきり分化した金貸しは少なく、富裕なライオットが隣人のライオットに金や米を貸すのが一般的であ

つたとされて⁽⁴¹⁾いる。この説を裏付ける史料には事欠かないが、金貸しとライオット保有地移動との関係に触れているものとして、「小作立法の」目的はもちろん占有小作権がマハージャン「金貸し」の手に移るのを防ぐことなのであるが、村のマハージャンは非常にしばしばある程度までは真正の土地耕作者^{ポナラッパイ}なのである……⁽⁴²⁾という一八八〇年代の報告を挙げることができる。このような事情のもとでライオットと金貸しとの区別をするのは困難であるばかりでなく、しばしば無意味でもあつたらう。

登記部報告がいかなる基準で「ライオット」と「マハージャン」の区分をしたのか明らかではない。しかし想像するに、ライオット保有地を何らかのかたちで保有して法形式上「ライオット」と分類可能なものは全て「ライオット」とし、疑問の余地なく職業的金貸しに相当するものだけを「マハージャン」としたのではないかと思われる。つまり、ライオット保有地の購入者の中で「ライオット」とされている者の中には、純粋なライオットのほかに、ライオット出自で自分のライオット保有地を持ちながら金貸し業も営むものが含まれていたに相違ない。また、確認はないが、本来金貸しであつたものがライオット保有地を集積するにつれ「ライオット」と名乗るようになる、といったケースも想定しうるであらう。

このように登記部の統計はライオット保有地購入者の形式的・法的地位を記録しているにすぎない。それに対し、アスコリ等の現場の行政官の見解の方は実体面の変化を捉えていると筆者は考える。つまり、一方では、金貸し独自の「ライオット」の土地市場における支配力が徐々に強まるとともに、他方では、一八八〇年代には前記のように「ある程度までは真正の土地耕作者」と把握されライオットとしての性格を残していた階層が、一九一〇年頃までには上昇し、行政官の眼には金貸しとして映るような存在になつていたのであらうと考えるのである。その結果政府の

報告類において金貸しの役割を強調するように力点の移動が生じ、登記部統計との間に食違いがおこった訳である。

以上述べて来たところを、ライオット保有地の購入者の中核に「ライオット地主」などと呼ばれる階層がいたという筆者の考え方に重ねあわせて整理し直せば、「ライオット地主」に相当する階層は多くの場合金貸しも兼ねていたと考えられるのであって、一八八〇年代にはいわば「ライオット地主—金貸し」という三者の混合体としてあらわれていたものが、一九一〇年頃までには土地を集積する過程で上昇・純化してライオットとしての性格を薄め「地主—金貸し」となったということになる。この過程と並行して金貸し出自の「ライオット」の土地集積も進行していたと想定される。一八八〇年代から一九一〇年代にかけての変化は、これら二つの系譜の「質地地主」が前面に登場してくる過程として把握すべきであると筆者は考える。

さて次に、保有地を売却したライオットがどうなったかについて、つまりライオットの問題を検討しよう。

まず想定されるのは、保有地を売却したライオットが土地から物理的に切離されてしまうケースであろう。しかしそのような現象が大量に起きたことを示す史料は管見の範囲では見当らない。もし仮にライオットが全保有地を売却し土地なしになってしまったとすれば、そのような土地なし農民が工業部門に吸収される道が閉ざされていた以上、それは農業労働者の増加としてあらわれたはずである。だが、われわれの時代には農業労働者の数は少なく、顕著な増加を示すこともなかった。^(補註)例えば、一八八〇年代のベンガル全体について「一般的に抱かれている印象とは逆に、農業労働者階級は比較的少なく、「従って」その労役に対しては大きな需要がある」と指摘され、一九一〇年代のフロリダブル県については「本県には土地をもたない労働者は存在せず、労働が所得の主要部分を構成する農業労働

者の数は少ない⁽⁴⁴⁾」と報告されているのである。他方、ライオットが保有地の一部分だけを売却したとすれば、その場合彼らは過小農となり、農業労働によって家計を補わなければならなかったはずである。土地を持った労働者、いわゆる半プロ層である。右のフォリドプル県の報告は労働が所得の一部分を構成するような半プロ層なら多数存在することを言外に認めているように読めるし、この他の史料から見ても、相当の厚みをもった層として半プロ層が存在していたことは確実である⁽⁴⁵⁾。しかし管見の限りでは、ライオットの土地売却が半プロ層の増加を招くであろうという予測を積極的に支持するような史料はないのである。ライオットの下降分解のコースとしては半プロ化の道は副次的なものにとどまったように思われる。

要するに、一九世紀末二〇世紀初頭のダッカ地方においては、保有地を売却したライオットが土地から切離されてプロ層・半プロ層として農村に滞留するというコースよりもむしろ、以下に分析するようななかたちで小作人として土地と再結合せしめられる方が本筋であったと考えられる。ただし、再結合のされ方に種々の問題があり、小作人化の道も結局半プロ化への迂回コースにしかならない、という場合も多かったと思われるのではあるが。

保有地を売却したライオットは質地地主として上昇しつつあったライオット保有地集積者の下で土地を耕作する小作人となった。例えば、モイモンシンホ県では「近年土地が金貸し階級の手へ渡る傾向が強くなりつつある。彼らはその土地を極めて高い「地代」率で又貸しする (sublet) ののであるが、貸し金回収のための「土地売却の」判決の対象となった当の借地人「ライオットのこと」に又貸しすることがしばしばある⁽⁴⁶⁾」とか、「金貸しである「ライオット保有地」購入者が判決確定債務者 (judgement debtor) と「耕作条件の」再取決め (resettlement) をすることがよくあるが、判決債務者は占有ライオットとしての法的諸権利を失うものの、事実上のライオットとして「土地に」とど

(47)と報告されているし、ダッカ県では、金貸しがライオット保有地を購入した場合「ベンガル借地法第四八条の効力のない規定以外には、彼が金納または物納制のもとに途方もない地代で土地の「耕作条件の」再取決めをすることを妨げる法律はほとんどない」というような状態にあった。つまり、保有地を売却したライオットは売却した保有地にそのままどまり、購入者と「再取決め」をしてその小作人となるが多かつたのである。(49) そうならない場合でも結局彼らは別の土地集積者の下に小作人として吸収されたことであろう。その際彼らの耕作条件は切下げられ、「途方もない地代」を要求された。なぜならば彼らは保有地売却と同時にベンガル借地法上の占有(定住)ライオットとしての地位を失い、同法の定める地代引上げ制限を初めとする種々の占有ライオット保護規定の埒外に置かれてしまったからである。

このようにして成立してくる新しい小作形態には大別して三種類が認められる。すなわち、ダンノコラリ(dhan yakarari or dhankarari)ダキ(dhaki)バルガ(barga)である。いずれも粗生産物の半分前後が地主の取前となる苛酷な制度である。(50)

ダンノコラリは定量生産物地代制度のことである。ダッカ県では一エーカー当りの米の収量が一三〇一六マン(一マンは約三七キログラム)、固く見積って一二マンであったが、ダンノコラリの地代は平均して一エーカー当り六マン、最高は一エーカー当り三六マンという非現実的なものであった。(51) モイモンシンホ県でも事情は同様で、単位面積あたり二五マン未満の平均粗収量しかないとこで、四一六マンの米が地代としてとられていた。(52) さらにバコルゴンジ県では、「定量生産物(すなわちコラリ)地代は通常は平均収量の半分よりごくわずかに少ないが、半分よりかなり多いことも時々あることが分る。それは豊作の年には借地人に余剰米を残すけれどもその時米価は安く、不作の年

にはほとんど全てを奪われしかもその時物価はひどく高いのである⁽⁵³⁾」という定量生産物地代制の核心にふれた指摘がなされている。この指摘の通り、定量生産物地代の特色は作柄の変動に伴うリスクを全て小作人に負わせるところにあるが、以上のように平均粗生産量の二分の一前後という高い水準で地代量が固定された場合、不作時には破滅的な結果をもたらしたことであらう。

ダキは本来ダンノコラリと同じ意味で用いられていたが、二〇世紀初頭にはダンノコラリによる生産物地代を貨幣化し金納地代に換算したものを言うのが普通になっていた⁽⁵⁴⁾。また、小作地の推定生産額なるものを小作契約に記載しておき、それをもって貨幣地代額と見做す慣行もあつた⁽⁵⁵⁾。後者の場合、ダキは明らかに定額貨幣地代といえる。ダッカ地方でダキが広くおこなわれた地域は多くなく、ダッカ県のナラヨンゴンジ(Narayanganj)、ルブモンジ(Rupganj)、ライプラ(Raipura)の三つのタナ(thana)警察署管轄区域のこと、ベンガルの最小行政単位に限定されていたようである。ライプラでは、金貸しがこの方法で保有地を売ったライオットと「再取決め」すると、そのライオットが従来支払っていた貨幣地代の一五〜二〇倍に地代が跳ね上がるといわれていた⁽⁵⁶⁾。また、ダッカ県の土地調査査定事業ではダキ地代を支払う小作人は「下級ライオット(under-raiyat)」に分類されたが、ダキの多いナラヨンゴンジ、ルブゴンジ両タナでは、下級ライオットの支払う一エーカー当り平均地代率はそれぞれ一五ルピー一三アンナ五パイ、一ルピー一パイという高率に達していた。ダッカ県全体の下級ライオット及び占有ライオットのエーカー当り平均地代率はそれぞれ五ルピー五アンナ九パイ、二ルピー一三アンナであるから、両タナの地代率の高さが分る⁽⁵⁷⁾。

以上の二つの制度は次に述べるバルガほど広く行なわれていたわけではないが、二〇世紀初頭のダッカ地方では、それらが徐々にバルガに取って代って行くであらう、という見方が有力であつた。例えばダッカ県の土地査定官F・

D・アスコリは「本県における私の経験に鑑みて、このダキ制度が徐々に普通のバルガ制度に取って代ると確信する⁽⁶⁹⁾」と予測したのであった。しかし周知のように、現実はこうした予測を裏切り、ダンノコラリとダキは過渡的な形態にとどまり、結局のところ前述の「途方もない地代」の形態はバルガに収斂していったのである。その原因は種々考えられようが、ここでは、ライオットの下降分解の結果生れた小作人を「労働者」と強弁し、彼らからベンガル借地法上の一切の権利を剥奪して苛酷な制度を維持しようとする地主側の固い意志を挙げておこう。ダンノコラリとダキは地代徴収技術の点からはバルガよりはるかに容易で確実な方式であったが、一つ大きな欠陥があった。つまり、ベンガル借地法第三条第三項の定める「地代」の定義に両者が該当することは明々白々であり、したがって「地代」を支払っている以上両制度下の小作人はベンガル借地法上の「借地人」と認められ、同法の保護を受けることができただのである。ところが、バルガ制下の「地代」つまり分益生産物地代はベンガル借地法上の「地代」ではなく、小作人の取前は「労賃」にすぎないと地主側に詭弁を弄させる余地を、第三条第三項は残していた。「労賃」を受取るものは「労働者」であって「借地人」ではないことになる。地主がバルガ制を愛好した理由の一つはここにあったと思われる⁽⁶⁹⁾。

さて、バルガ制であるが、それはベンガル独特の刈分小作制度であった。刈分小作農はバルガダール (bargadar)、アディール (adhyar)、ハーグジョトダール (hagjotdar)、ハーグチャーシ (hagcasi) など様々な呼び方をされていた。

バルガ制における分益率には様々なバリエーションがあるが、標準的な形は粗生産物をバルガダールと地主との間で折半するものであった⁽⁶⁹⁾。ところで、フォリドプル県でライオット（占有ライオット、非占有ライオットおよび永代

定額ライオットの三者)が支払う貨幣地代の粗生産額に対する割合は、物価上昇・生産力拡大等に伴い、一八六〇年一五パーセント、一八八〇年二二パーセント、一九〇〇年九パーセント、一九一四年六パーセントと傾向的に低落していったと推定されている。⁽⁶²⁾バルガダールの支払う小作料は粗生産物の五〇パーセントであるから、彼らの地代負担はライオットのそれに比べて、一八八〇年には四・二倍、一九〇〇年五・六倍、一九一四年時点では実に八・三倍に達していることになる。⁽⁶³⁾もう少し例をあげれば、一九一四年にダッカ県で行なわれたモデル計算では、米作地で支払われる折半生産物地代は一エーカー当り二〇ルピー、ライオットの貨幣地代は五ルピーと算定されている。ジュート作地については粗生産物の三分の一が地代として支払われるとされた。生産物地代は四四ルピーに評価され、これに対応するライオットの貨幣地代は米作地と同じ五ルピーであった。⁽⁶⁴⁾また、バコルゴンジ県のゴウルノディ (Gaurnadi) タナでは一九〇三年頃から生産物地代を取立てられていた農民が金納に変換することを要求して運動を続けていた。この時特別調査任務についた官吏は、一八九七年から一九〇六年までの一〇年間に実際に支払われたバルガとダンノコラリの生産物地代の平均価額を算出し、それを近隣地域の平均的貨幣地代額と比較している。それによれば生産物地代は貨幣地代の三〜五倍の水準にあり、ダンノコラリの方がバルガよりやや高めであった。⁽⁶⁵⁾

バルガダールの取前は通常五〇パーセントだったが、この五〇パーセントの中から彼らは耕作費用も支弁しなければならなかった。一般的にいつて、犁と役牛、それから種子の二分の一はバルガダールの負担とされたのである。⁽⁶⁶⁾「大部分の場合バルガダールには全然援助が与えられない。援助される時でもそれが必要な種子の一部分〔を提供する事〕を越えることは決してない」とダッカ県について言われ、また一九一三年にモイモンシンホ県で実施された調査が、種子を提供する地主四二パーセント、犁と役牛も提供する地主わずかに二パーセントという事実を明らかに

したように⁽⁶⁸⁾、地主の生産過程に対する関与及び耕作費用負担の度合は極めて弱かった。

バルガダールの小作権は弱く、単なる任意小作人 (tenant-at-will) とみなされ、いつでも地主の追立てに応じなければならなかった⁽⁶⁹⁾。これは地主の自留地における特殊な小作形態にバルガ制の起源があったこと (後述) の名残りであろう。また、小作期間はまちまちで、先のゴウルノデイの例に見られるように明らかに一〇年以上のものもあれば、一年限りのものもあった⁽⁷⁰⁾。総じて、新しく導入されたバルガ制ほど小作権は弱く契約期間も短かったように思われる。ペンガルの農村社会の価値体系において、バルガダールが労働者よりは上だがライオットよりは下にランクづけられていたのは、このような小作権の弱さの故であつたらう。

さらに、バルガ制の特徴的な点は保有地 (holding) が極端に小さいことであつた。保有地一筆の面積はライオット保有地のその二分の一〜三分の一にしか達しなかつたのである⁽⁷¹⁾。一人のバルガダールが二つ以上のバルガ保有地を保有することは大いにありうることだが、それはライオットとライオット保有地の関係についても同様に当て嵌まることである。バルガ保有地の小ささは、ライオット経営と比較した時のバルガダール経営の矮小性を相当忠実に反映していると考えてよからう。したがって、バルガダール経営がバルガダール経営として自立しうる可能性は限られており、次に述べるようなかたちでライオット保有地——ただし、切売りによって狭小になっていたであろうライオット保有地——を兼営するとか、あるいは、それができなかつたり、それでも不十分の時は、農業労働をすることによつて補充されなければならなかつたものと思われる。

土地を売却したライオットがそれを通じて土地と再結合されたところの小作形態が、右に検討したダンノコラリ、ダキ、バルガのいずれをとつて見ても、占有ライオットの耕作条件とは比較にならないような劣悪なものであつたこ

とは明らかであろう。バルガ制を例にとれば、地代形態が金納から物納へと逆転されてしまったばかりでなく、地代率・小作権・保有地の規模の三点において条件の悪化が見られた。このような下降分解は、ただし、徹底的に進行することがなかったことに留意すべきであろう。既に検討したごとく土地売却が *part holdings* 主体に進行したことから推測されるように、分解は不徹底なままに終り、現実には「半ライオット半バルガダール」等々の存在が生み出されたものと考えられる。事実、モイモンシンホ県においては「ふつうバルガダールは村の定住ライオット (*settled raiyat*) — 占有権をもつライオットのこと — 筆者) で宅地と一、二片の耕地を「バルガ地と」同じ地主かそれとは別の地主から借りている⁽⁷²⁾と指摘されている通り、バルガダールは占有権付ライオット保有地も保有していた。ダッカ県でも同じ状況であったことは、バルガ地の耕作がなおざりにされる理由として、乾季が終って雨が降り始めると「耕作者は直ちに彼の貨幣地代を納める土地に向⁽⁷³⁾い、「彼のバルガ地は彼の他の土地が完全に耕されるまで放置される」事実が挙げられていることから明らかである。そうして、興味深いのは、ダッカ地方ではこのような状態が一九四〇年に至っても観察されていることである。この時点に至ってもなお大部分のバルガダールはバルガ地とは別にライオット地もしくは下級ライオット地を保有していた。⁽⁷⁴⁾ここにダッカ地方におけるライオットの下降分解の複雑さ・不徹底さを認めることができよう。思うに、バルガ制のような従来の地代率とは隔絶した高率の地代の収奪を目指す小作制度は、地代負担率の低いライオット保有地や下級ライオット保有地と抱合わせにされることによって初めて、安定することができたのであろう。⁽⁷⁵⁾

さて、右のような小作形態は二〇世紀初頭の段階でどの程度まで拡大していたか。ダキの範囲を明らかにするのは困難だが、バルガとダンノコラリについては統計史料が得られる。土地調査査定事業最終報告書によれば、耕地面積

に対する生産物地代を支払う土地の面積⁽⁷⁶⁾(バルガ地プラス、ダンノコラリ地)の百分率は、ダッカ県三・八、フォリドプル県一〇・一、バコルゴンジ県四・二、モイモンシンホ県一・八と算定される⁽⁷⁷⁾。しかし、土地調査査定事業の数値は、ベンガル借地法の規定に従い「コティアン (Khatian, 土地権益証書)」が作成され、土地権益保有者に対して発行された生産物地代地をカバーしているにすぎない。生産物地代を支払う小作人の大部分を占めるバルガダールに対して借地法上の権利を一切認めまいとする姿勢を地主側がとっていた以上、コティアンを発行するか否かは、土地調査査定事業当局の方針・力量と地主の抵抗の強さとの相関関係によって決り、通常は多くの発行もれが生じたのである。したがって上記の数字には修正が施されねばならないが、修正値が得られるのは次の二県のみである。すなわち、ダッカ県の三・八パーセントは一〇パーセントに、モイモンシンホ県の一・八パーセントは三パーセントにそれぞれ修正された⁽⁷⁸⁾。

ところで、土地査定官がしているように、耕地面積に対する比率という指標だけで生産物地代制(とくにバルガ制)のダッカ地方の農業経済における地位を示すことが妥当かどうか、疑問が残らないわけではない。前述のように、一つ一つのバルガ地は矮小であり、しかも多くの場合それが貨幣地代を納入するライオット地や下級ライオット地と抱合わせにされて農民の小経営の中に統合されていたとすると、次のような手法で生産物地代制を評価することにも意味があるろう。つまり、バルガ地に対して発行されたコティアン数と貨幣地代を支払うライオット地・下級ライオット地に対するコティアン数との比を指標にとつて、農民の経営の中でバルガ地とライオット地・下級ライオット地を兼営するものの比率を推定するのである。バルガ地だけの統計はないので、ここではバルガ地の代りに生産物地代支払地のコティアン数を取り、その貨幣地代支払地のコティアン数に対する比率(兼営率)を求めることにしよう。

う。まず、フォリドプルとバコルゴンジの両県について土地調査定最終報告書の原数字をそのまま採用して計算すると、それぞれ兼営率二六・〇パーセント、七・八パーセントという結果が得られる。⁽⁷⁹⁾ ダッカ県とモイモンシンホ県に関しては、生産物地代支払地面積の修正法に準じてコティアン数を修正して計算すると、それぞれ二四・八、八・〇パーセントという値を得る。⁽⁸⁰⁾ もとよりこれらの数値は純粹なバルガダル・ダンノコラリダルは存在しないという大胆な仮定に基いた極めて大雑把なものにすぎない。しかし、耕地面積に対する割合だけでなく、兼営率も指標にとってみてはじめて、生産物地代制とくにバルガ制がダッカ地方の農民の経営を把握していた度合の大きさが、したがって、土地査定官たちがそれに対して大きな危機感を表明した理由が理解できるのではなからうか。

(d) 競争地代の成立とベンガル政庁

バルガ、ダンノコラリ、ダキといった形態をとる「途方もない」という形容詞を付されるほど高率の地代をベンガル近代農業経済史の中でどう位置づけるべきか。バルガ制に即して考察してみよう。

実は、バルガ制はベンガルにおいては古くから存在していたのであって、すくなくとも一八世紀まで遡ることができ。だから、バルガ制はいつの時代にも見られたと主張することも可能である。しかし、そのような主張をするよりも、B・B・チャードリの提唱にしたがって、バルガ制を伝統的なものと新しい起源をもつものとに区分して捉える方が、ベンガル近代農業経済史を理解するうえで有効でないだろうか。⁽⁸¹⁾ 残念ながら彼はどのような区別をすべきか立入った議論をしていないが、バコルゴンジ・フォリドプル両県の土地査定官をつとめ、東ベンガルの状況に精通していたJ・C・ジャックの所論に解決の糸口を見出すことができる。

バルガダールの急増という現象に直面したジャックは、「ダッカ地方の諸県の生産物地代は『ポッドローク (bhadrak)』〔郷紳の意〕や非耕作階級の自給自足生活（サブシステンス）をまかなうために太古から存在して来た『地主自留地』（キムラアキ）貸出制度の一形態であるか、また競争地代の現代的ヴァリアントであるかのどちらかである」と指摘し、さらにこの点について次のように詳述している。⁽⁸²⁾

「生産物地代は以下のような条件下で見出される——

(a) 長年存続しているもの——

(1) ベンガル借地法第一一六—一二〇条で扱われている地主自留地 (Khamar) の範囲内に本当に入る土地の場合

(2) 特権を有する借地人階級がいる場合、

あるいは

(b) 近來成長してきたもの——

(1) 沼地や荒地が最近開墾された場合、

(2) 貨幣地代で土地を保有するライオットが金貸しや小地主によってバルガダールに変えられてしまった場合。」

ジャックは生産物地代にバルガ制を、ポッドローク等鋤に触れるということをしなない階層が食用に必要な穀物を現物で確保するために自留地で行なっている、いわばベンガル社会のあり方に根差した古くからあるそれと、⁽⁸³⁾ 近來貨幣地代が生産物地代に切換えられることによって生れた「競争地代の現代的ヴァリアント」としてのそれとに大別し、

さらに最近の開墾等によるものなどを付け加えているのである。⁽⁸⁴⁾ 前の節で検討したバルガ制が引用文中のb(2)あるいは「競争地代の現代的ヴァリアント」なるものに該当することは明らかであろう。

ところで、ジャックの使っている「競争地代」という概念であるが、これは一九世紀後半の地代問題、すなわち「公正な地代」とは何かという問題に取組むなかで、ベンガル政庁が使用し始めたものである。⁽⁸⁵⁾ ベンガル借地法制定時の議論を辿り直しながらこの概念の内容を解明しよう。

ベンガルのライオットが地主に支払っている地代の性格に関するベンガル政庁の見解は、一八七九年の「地代法委員会報告」にまとめられている。⁽⁸⁶⁾ この報告で地代法委員は、資本家的借地農業者が存在せず、耕作の直接的目的が利潤の追求ではなく生存の維持にあるインドに、リカード学派の地代理論つまり差額地代論を機械的に適用することは出来ないとする⁽⁸⁷⁾ にも、その修正版であるところの「総生産費用支払後に残る利潤から農産物の生産者としての借地人に属する正当な利潤を差引いた超過分⁽⁸⁸⁾」というより妥協的・実務的な地代の定義も、資本が投資されたり、労賃が支払われたり、生産物が換金されたりという、インドの現実にそぐわない事態を前提にしているということを理由に、しりぞけてしまった。そして彼らは資本制農業が全く存在しないインドでは、地代率は慣習、競争、立法の三つのいずれかによって決定されるはずだと想定する。

彼らが立法という要因を持出してきたのは、地代率の決定に政庁が関与することを正当化するための伏線としてであったから、これは検討の対象からはずしてよいであろう。残る慣習と競争であるが、これらはベンガル借地法制定の論議の最初期一八七六年段階に採用されていた公正な地代決定へのアプローチと密接な関連を持っている⁽⁸⁹⁾。この段階ではライオットが地主に支払うべき地代を生産物の一定割合として法で定めることが構想されていた

が、その際非占有ライオット (non-occupancy ryots) が支払う地代を基準にして、ライオット階級の大部分を占める占有ライオット (occupancy ryots) の地代を決定するのが合理的であると考えられた。なぜなら、慣習的小作権の保護を受けない非占有ライオットの地代水準は、専ら彼らの土地に対する競争のみによって決定される合理的なものである。「競争地代」であると想定されていたからである。この地代率から慣習的小作権の保持者が当然享受すべき利益に相当する部分を差引けば、占有ライオットの支払うべき公正な地代率が導き出されるであろう。この方式は、非占有ライオットの支払う競争地代に占有ライオットの支払う慣習地代を連動させようとする試み、あるいは、占有ライオットの慣習地代を競争地代の方へ誘導していこうとするものと見ることができよう。

しかし、この方式は結局放棄されてしまった。実地調査の結果、占有ライオットと非占有ライオットの地代率の間に有意な差が認められず、政府のいうような意味では土地に対する競争が存在しないことが明らかになったからである。一八八一年にベンガル政庁は、「調査は……今までのところは競争がベンガルの地代をほとんど把握していないという事実を明るみに出した」と述べ、「大多数の県では有効需要は依然として土地というよりはライオットに対するものとしてあるのだし、土地がほとんど全て耕作されているところさえ、慣習が相変らず地代を決定する原理となっている。特定の事例においてどんなに高いことが発見されても、「地代」率は慣習的なものであって、競争的「地代」率ではない」と断定した。⁽⁹⁰⁾ もっともカルカタ周辺の一、二の県の限られた地区で土地に対する競争が見られるのは事実であるが、この競争は、彼らによれば、イギリスの経済学者の言うような「自由競争」として理解されてはならない。なぜなら、その競争は利潤率によって規制されておらず、決定される地代は「一方における土地を欲するものの数と他方における土地の量との関係の結果にすぎず、土地を欲する者の数は土地が資本に対して与え

る利潤を考慮してではなく生存の必要によって決定」されてゐるにすぎないからである。⁽⁹¹⁾

ジャックが競争地代という用語を使った時、三〇年も前に溯る一八八〇年前後の論議の中で一度存在を否定された概念を蒸返していることを意識していたはずである。だからこそ「競争地代の現代的ヴァリアント」(傍点筆者)という表現を用いたのだと思われる。高率の地代を現物で支払うバルガダールの増加のなかに彼は競争地代が今度こそ否定しようのない形をとって登場してきたことを見て取ったのだといえよう。

筆者も、ジャックに倣って、われわれの時代に拡大するバルガ地代を(ダンノコラリ、ダキとともに)競争地代として扱え、この点において、新しいバルガ制を伝統的なバルガ制から区別することにしよう。そしてベンガル農業経済史における一九世紀を慣習地代の時代、二〇世紀を競争地代の時代として把握しようと考えられるものである。

ただし、競争地代の内容については、慣習的小作権の保護を受けない農民の土地に対する競争、しかも、農業への投資資本の与える利潤率の高低によってではなくもっぱら生存の必要の度合によってだけ調整されるような競争の結果成立する高い地代率というベンガル政庁の理解に加えて、若干補足しておかなければならない。

第一に、競争地代の最大の特徴は、粗生産物の二分の一前後に達するような、従来の定額貨幣地代⁽⁹²⁾慣習地代より圧倒的に高い地代率にある。形態としては金納(ダキ)または物納(バルガ、ダンノコラリ)と対照的な姿をとるが、ダンノコラリからダキが生じたことに示されている通り、金納は物納の単なる転化形態として存在しているにすぎず、基本形態は飽く迄生産物地代、就中バルガ地代にある。また、競争地代の高い地代率は一つの経営の中で慣習地代と抱合わせにすることによって初めて安定的に実現されたものかもしれない。

次に、競争地代が、ベンガル政庁が考えた通り、土地に対する人口の圧力の増大という背景のもとに成立してくる

ことは、センサスに示されている人口の増加及びベンガルでは一九〇〇年頃までに開墾が限界に達したとされていることなどに照らして首肯しうるところである。しかしそれだけが競争地代成立の条件であったと考えるのは妥当ではないであろう。本稿では詳説できなかったが、一八五〇年代以降の物価上昇基調（しかもライオットの地代は慣習地代に定額貨幣地代であった）、ジュートと米を中心とする商業的農業の展開、農業生産力の発展の結果ライオットの手許に「萌芽的利潤」と称すべきものが形成されていたこと、しかもこの経済的実体に既述のような事実上の農民的土地所有権という法的外衣が被せられるようになっていたことの二点が、それ以上に重要である。競争地代は地主がライオットからの収奪を一方的に強化するなどといった単純な経路で成立するのではない。そうではなくて、一九世紀後半を通じて形成された萌芽的利潤及び事実上の農民的土地所有権という積極的契機によって惹起されたライオットの階層分化が、土地に対する人口の圧力の増大等々の植民地的な社会的経済的条件に規制されて、資本制農業の発展の方向ではなく、地主制の新たな展開の方向に吸収されてしまう行程の中から生れ出るものであると筆者は考える。⁽⁹³⁾

第三。競争地代が成立する道筋は二つあったと考えられる。第一は言うまでもなく既に詳しく検討した「ライオットの階層分化の道」とでもいふべきものである。第二は「地主的強制の道」と呼ぶことにしよう。後者は土地市場と直接の関係をもたないので本稿では全く触れなかったが、簡単にいえばそれは、地主が合法・非合法取混ぜた様々な圧力をかけてライオットの農民的土地所有権を圧潰し、慣習地代から競争地代への転換を強行し、萌芽的利潤を奪い取るやり方である。⁽⁹⁴⁾ この「道」の推進主体となったのは中間的土地保有権者層であった。一八七〇年代以降特に顕著になった米価上昇による貨幣地代収入の目減りに苦しんだ彼らが、それを乗切るためにバルガ制をはじめとする生産物地代の導入に踏切ったとされている。⁽⁹⁵⁾ 他方、バルガダルにされたライオットについては単なる任意小作人に過ぎ

ないという主張が地主側からなされたが、彼らが中間的の土地保有権者の下に余人をまじえず直屬しているという事実には生産物地代導入の前も後も変りがなかったので、土地調査査定事業の過程でベンガル借地法上の「定住(II占有)ライオット」に分類される者が出現した。最終土地調査査定報告書に「生産物地代を納入する定住ライオット」として記載されているのがそれである。地主的強制による競争地代の導入は、しかし、副次的な道にすぎなかったと考えられる。われわれの時代には地主階級自体がすでに階層分化を遂げていたと見るべきなのであって、当然予想されるライオットの抵抗を乗切れるほどの力量を持った地主の数は多くなかったと思われるからである。また、地主的強制のように見えるケースでもその多くは、実はライオットが地主に対する借金・地代滞納などを通じて質地関係にからめとられているケース、つまり二つの「道」の混合と見るべきケースであったと考えられるのである。⁽⁹⁶⁾

実際に農村をまわって土地調査にあたり、農業問題に関するファーストハンドの知識を身につけていたイギリス人の土地査定官たちは、競争地代に対して極めて批判的であった。例えば、アスコリは、バルガ制を批判して、それが単に非常に高い地代率でもって直接耕作者を疲弊させるばかりでなく、バルガ地での耕作が一般に投げやりに行なわれるために農業生産力の十全な發揮を妨げる役割をも果していると指摘した。⁽⁹⁷⁾しかしそうした批判はベンガル政庁全体としての政策には結局反映されずに終わったようである。競争地代の登場という全く新しい現実に対して政庁がいかなる対応をとったか、ベンガル借地法第四〇条の運用問題を例にとって以下に簡単に検討する。

ベンガル借地法第四〇条は「コミュティション(commutation)」、すなわち生産物地代の貨幣地代への変換を認めるとともに、関連手続を定めた条文である。コミュティションがいつでも小作人にとって有利であるとはもちろん限

らないが、大恐慌までのベンガル農業の繁栄期、物価の上昇期をとってみれば、明らかに有利であったと考えられる。ただし、コミューティシヨンの申請資格は占有ライオットに限られていたから、前記の区別に従えば、「地主的強制の道」の系譜に属するバルガダールやダンノコラリダールだけがこの条文の適用を受けることができたのである。したがって、第四〇条は競争地代の問題全体に対応しうるような規定ではなかったのであるが、適切に運用されたならば、バルガ制やダンノコラリ制の拡大を制禦し、小作人を保護することに一定の役割を果すことができたと思われる。

コミューティシヨンが初めて大きな問題になったのは、バコルゴンジ県の土地調査査定事業の最中、ゴウルノディ・タナにおいてであった。⁽⁹⁸⁾前に簡単に言及したところであるが、ゴウルノディでは一九〇三年頃からバルガおよびダンノコラリ制の下で生産物地代を納入していた農民がコミューティシヨンを要求して運動をおこし始めた。土地査定官は直ちに申請を受理、借地法第四〇条に基いてコミューティシヨンの具体的作業に入ろうとした。ところが、中間的土地保有権者層に属する地主側が訴訟戦術に出て徹底抗戦の構えをとったために、初めはベンガル借地法上の単純な行政手続にすぎないように見えたこの問題は一挙に泥沼化し、解決に数年を要する事態になったのである。バコルゴンジ県土地調査査定事業最終報告書は、「土地調査査定」事業中のスキヤンダルの一つ⁽⁹⁹⁾とこの問題を表現した。この問題の解決は結局コミューティシヨンを実施することのでいたのであるが、しかしそれはゴウルノディだけのことにすぎなかった。実は、ゴウルノディ・コミューティシヨン問題が当時実施され始めたばかりだったベンガルの土地調査査定事業に対して与えた影響は極めて大きかったのであって、これ以降他の地域ではコミューティシヨンは事実上実施されなくなってしまうのである。コミューティシヨンを推進する立場をとっていたJ・C・ジャックはこう述べている。⁽¹⁰⁰⁾

「土地査定事業がおこなわれているどの県でも今のところコミュテイション問題は持ち上がっていない。その主たる理由は、コミュテイションの方法がはっきりと解決されておらず、また、バコルゴンジでのコミュテイションの経緯が不満足なものだったために、土地査定官たちが「コミュテイションの」申請を抑え付けていて、当然のことながらそれが申請を一掃してしまったことにある。土地査定官たちが一言仄めかしさえすれば、バコルゴンジの時と同じように、申請がフォードブル、ダッカ、そしてジョルパイグリとモイモンシンホの各地から殺到してくることは疑いない。

このような現状が満足すべきものでないことが認められなければならない。事実上それはベンガル借地法第四〇条を廃止したのと同じことになっているのである。」

こうして、ベンガル政庁は中間的土地保有権者層の抵抗の前に簡単に後退し、第四〇条を凍結し、生産物地代の拡大に対して不干渉の態度をとるようになった訳である。そして第四〇条以外に大きな問題になりそうな生産物地代に関する規定は存在しなかったから、この凍結によって生産物地代拡大の上で障害となりそうな法制上の問題は実質的に一掃されたといつてよからう。ゴウルノディ・コミュテイション問題以後生産物地代はベンガル政庁の暗黙の支持の下に自由に拡大していった。イギリス人官僚の間に根強い批判があることを承知しながら、なぜベンガル政庁が以上のような態度をとったのか、確たる史料に基いて理由をあげることはできない。しかし、一九〇五年のベンガル分割に反対するスワデシ運動の盛りあがり直前に直面した政庁が、運動の担い手であると同時に生産物地代徴収者でもある中間的土地保有権者層をこれ以上離反させまいとして、直接耕作者の保護よりもインド支配の安定を優先するという政治的判断の下にとつた措置であることは、殆ど確実のように思われる。

こうした法制面でのバックアップがあつたこともあつて、生産物地代は本稿の対象とする時期以降も順調に拡大していった。一九二八年ベンガル借地法改正はそのような発展の帰結であつた。この改正で競争地代の主要な形態であるバルガ制が体制的に確立したといえる。一九二八年改正は借地法制定以来最大規模の改正作業で、内容は多岐に亘つているが、核心は、法廷で様々な解釈が下されていたバルガターの法的地位の問題に決着をつけることであつた。⁽¹⁰¹⁾この点にかんする改正法の姿勢は実に徹底していた。すなわち、『アディー (adhi)』、『バルガ (barga)』もしくは『バーグ (bhag)』として一般に知られている制度の下に、生産物の一定割合を引渡すという条件で、他者の土地を耕作する者は借地人^{テナント}ではない」(同法第三条第一七項)として、バルガダールを借地法の枠外に放逐してしまつたばかりでなく、懸案事項となつていたコミューション条項も廃止してしまつたのである。バルガダールは「労働者」である⁽¹⁰²⁾と強弁し、借地法上の権利を一切認めまいとするとともに、コミューションにも頑強に抵抗して地主の立場を、全面的に認めた改正といつてよからう。さらに、興味深いのは、ザミンダール、中間的土地保有権者のみならず、本稿で検討したライオットの階層分化の過程の中から上昇し地主化したライオット——この頃はジョトダールと普通呼ばれるようになっていた⁽¹⁰²⁾——の中のムスリムたちが政治の表舞台に登場、ベンガル・プラジャ協会に結集して改正案に支持を与えたことである。一九二八年改正法をもつてバルガ制が体制的に確立したと理解するのは、以上のコミューション廃止の実現、バルガダールの「労働者」化、ジョトダール層の階級的結集の三点を重視するからにはかならない。本稿においてライオットの階層分化として検討してきたところは、このようなバルガ制と競争地代の体制的確立に先立つ前段階と位置づけることができよう。⁽¹⁰³⁾

1 RRD, 1889-90, par. 32.

2 H. H. Shephard, *Commentaries on the Transfer of Property Act, 1882* (Act IV of 1882), 5th ed. (Calcutta, 1903) p. 208

3 *Ibid.*, pp. 192, 197, 183.

4 *Ibid.*, p. 204.

5 以上は法律上の分類にすぎない。それぞれの地方には独特の抵当に関する慣行が存在していた。例えばバコルゴンジ県には五〜六種類の抵当の形態があったと報告されている。財産権移転法という売却条件付抵当に相当するものとしては「ボンドク (bandhak)」、「ランン (rehān)」があり、用益権抵当にあたるものとしては「ポシヤニ (poshani)」、「シヤム・ホラト (sud barāt)」が存在していた。さらにこのほかに baybawāfa と呼んで、返済期限が切れると同時に、抵当に入れた不動産は売却されたことになり、抵当権設定者はいかなる権利もそれに対して持つことができなくなるものがあった。これは売却条件付抵当の条件が非常に厳格なものであるといえよう。(W. W. Hunter, *A Statistical Account of Bengal*, vol. 5 (London, 1877), pp. 376-377)

6 SSO-Bakar gari, par. 194; SSO-Faridpur, par. 87. なお「ジャックの数值では一〇〇ルピー以上の抵当も含まれている。

7 SSO-Bakar gari, par. 194.

8 ただし、モイモンミンホ県では売却条件付抵当よりも用益権抵当の方が一般的だった。(F. A. Sachse, *Bengal District Gazetteers : Mymensingh* (Calcutta, 1917), p. 106)

9 Mukerji, *Land Transfer*, p. 186. ムカシイーの指摘はフォリドプル県についてなされたものである。

10 RRD, 1890-91, Note to Statement VIII. 一八八八年度登記部報告も「金貸しは以前と同程度には人的担保 (personal security) を受けいれなくなっており、その代りに、現在では通常借金の担保として不動産を抵当に入れることを要求する」

と同趣旨の指摘をしてゐる。(RRD, 1888-89, Note to Statement VIII).

11 後述「一八一—五頁参照」。

12 RRD, 1891-92, Note to Statement VII ; 1893-94, Note to Statement VII.

13 RRD, 1889-90, par. 32.

14 Ibid.

15 SSO-Bakarganj, par. 194. また SSO-Faridpur, par. 86 も参照。

16 一ゴガ (Bigla) は三分の一エーカー、約一・三六反に相当する。一八九五年度におけるフォリドプル県の売却面積は原表に記載されていないので、加算されていない。

17 フォリドプル県については作付面積を比較の基準とした。

18 Pyari Mohan Basu, *Survey and Settlement of Tushkhali in the District of Backergunge, 1894-1898* (Calcutta, 1898) pp. iv, vi.

19 Ibid., par. 59.

20 *Flound Comm. Rep.*, vol. 2, pp. 112-113.

21 前記二三年間の累積売却面積およびその比率の計算と同じ方法で算出。

22 Mukerji, *Land Transfer*, p. 109.

23 Parbati Charan Roy, *The Rent Question* (Calcutta, 1876) pp. 15-16.

24 SSO-Dacca, par. 144 ; SSO-Mymensingh, par. 120.

25 SSO-Faridpur, par. 72 ; SSO-Mymensingh, par. 365.

26 参考までに一九四〇年頃のノールコロンジ島の地価(一ビガ当り)をあげておくと、一級地一五〇〜二五〇ルピー、二級地八

〇〜一〇〇ルピー、三級地二五〜五〇ルピーとなつた。(Floud Comm. Rep., vol. 6, p. 370) また、一九一〇年代のモイメンホ県では、四五〜二〇〇ルピーであつた。(SSO-Mymensingh, par. 74)

27 RRD, 1898-99, par. 59.

28 例をば、SSO-Faridpur, par. 72 を見よ。

29 Floud Comm. Rep., vol. 1, p. 29.

30 地主の同意が必要であるという主張は、現実が生じた売却を否認する力を地主が持つていて初めて意味をもつが、「ライオット」追立て訴訟をなしてまで地主が「売却の」否認を押し通したという例は一件も突止めることができなかった(「SSO-Faridpur, par. 72」という指摘に見られる)といふ、地主は無力だったようである。彼らはむしろ地主手数料を徴収できればそれで満足したように思われる。また、SSO-Bakarganj par. 177 を参照。

31 Report of the Government of Bengal, No. 927 T-R dated 27 Sept. 1883, on the Bill, par. 14, in Report of the Government of Bengal on the Bengal Tenancy Bill, 1883, with Appendices, 2 vols. (Calcutta, 1883) vol. 1. (以下 B. T. Bill 1883 と記す)

32 R. C. Dutt to Commr. of Dacca, 18 July 1884, par. 30, in Report of the Government of Bengal on the Bengal Tenancy Bill, 1884, with Appendices, 3 vols. (Calcutta, 1884) vol. 2, p. 232 (以下 B. T. Bill 1884 と記す)

32-3 K. K. Sen Gupta, *Pabna Disturbances and the Politics of Rent, 1873-1885* (1974, New Delhi).

33 管見の範囲ではわれわれの時代のライオットの土地保有規模別または経営規模別統計は見あたらない。したがって、ライオットの階層分化の分析といつても、以下のような極めて木目のあらい素描にとどまらざるを得なかつた。

34 本稿一章の注を参照。

35 E. G. Glazier to Commr. of Dacca, 14 July 1884, pars. 2-3, in B. T. Bill 1884, vol. 2, p. 245. なお、a class of sets

of the soil *ground* to the earth' という箇所は、'...bound to the earth' の誤植と判断して翻訳した。また、「下級の借地人たゞを需要供給の法則に委ねて置く」という文言は、下級の借地人たちは弱い小作権しか持っていないため、彼らの地代率は、慣習的小作権の保護によつて緩和されることなく、一方における土地の供給量と他方における土地を求める借地人との比、つまり土地の需要供給関係のみによつて決定され、極めて高率に達するとされてきた、当時の考え方を念頭に置いて理解されるべきであらう。(本文四—(d)参照。)

- 36 Baboo Ambica Charan Mazumdar, Secy. to Furreedpore People's Association, to Secy. to Govt. of Bengal, 22 Aug. 1884, par. 8, in *B. T. Bill* 1884, vol. 2, p. 538
- 37 たとえば、下級ライオットの支払う貨幣地代の上限を設定した第四八条、生産物地代の金納化を規定した第四〇条など。第四〇条については後述。
- 38 A. M. Botham to Commr. of Dacca, 7 Sept. 1910, in Proceedings of Govt. of Eastern Bengal and Assam, Revenue Dept. (A), 26-31, March 1911.
- 39 Ibid.
- 40 SSO-Dacca, par. 153.
- 41 Binay Bhushan Chaudhuri, "Rural Credit Relations in Bengal, 1859-1885," *Indian Economic and Social History Review*, vi-3 (Sept. 1969), pp. 218-224.
- 42 Report of the Government of Bengal on the Bill, par. 14, in *B. T. Bill* 1883, vol. 1
- 43 F. H. B. Skrine, *Memorandum on the Material Condition of the Lower Orders in Bengal during the Ten Years From 1881-82 to 1891-92* (Calcutta, 1892) par. 27.
- 44 SSO-Faridpur, par. 81.

45 半プロ層の存在を例証する事例を二つあげておこう。

第一。バコルゴンジ県はベンガルの穀倉として有名だったが、同県の米作にとって雇傭労働力の使用は必要不可欠なものであった。犁入れ、播種、田植、刈入れの各段階で他県からの出稼ぎ労働力や地場の労働力が大量に雇傭された。(SSO *Bakarganj*, par. 186). これは半プロ層が明確で恒常的な階層として存在することを前提としてはじめて成立しうる米作経営形態であるといえよう。

第二。フォリドプル県で実施された家計調査によれば、同県の農家のうち、安楽に (in comfort) 生活するもの四九・五パーセント、安楽でもない (below comfort) もの二八パーセント、貧困ではない (above want) もの一八パーセント、貧困な (in want) もの四パーセントであった。純粋な農業労働者は存在していなかった。しかし、刈入れ等のジョート作に関連する作業や他県への季節的な出稼ぎで農業労働者として働く農民は、安楽に生活するものうち二二パーセント、安楽でもないものうち三一パーセント、貧困ではないものうち三六パーセント、貧困なものうち三七パーセントを構成していた。つまり、下の階層のものほど農業労働に対する依存度が高く半プロ的性格を強めていることが明らかである。しかし、他方では、農業労働に従事するものが全階層にまたがって存在することも事実として認めなければならない。農業労働をする土地もち農民を直ちに半プロと断定することはできない訳である。(J. C. Jack, *The Economic Life of a Bengal District* (1st ed., London, 1916; Indian repr., Delhi, 1975) pp. 82-85)

46 SSO-*Mymensingh*, par. 365.

47 *Ibid.*, par. 342.

48 SSO-*Dacca*, par. 102. ベンガル借地法第四八条については本章の注37を参照。

49 この点に関連して、ベンガル借地法関係の判例に、ライオット保有地の売却後、売却者が購入者の小作人になったケースを扱ったものが多数あることも興味深い。(R. F. Rampini and J. H. Kerr, *The Bengal Tenancy Act*, 3rd ed. (Calcutta,

1907) pp. 108-109).

50 これら三つのほかに、「貨幣地代を支払う下級ライオット (under-taiyat ベンガル語ではコルファ Korpha)」という形態で小作人化するコースも存在した。この形態は本文にあげた三種よりもはるかに緩やかな小作形態といえる。ダキ地代を支払う小作人もベンガル借地法上はもちろん「貨幣地代を支払う下級ライオット」に分類される。しかし一般的に言って、下級ライオットの貨幣地代率がダキのような高率に達することはダッカ地方では少なく、それは平均して占有ライオットの地代率の一・五〜二倍の水準にあるにすぎなかった。このような下級ライオットを、ダキ地代を支払うものから区別し、「貨幣地代下級ライオット」として一まとめにすることにしよう。貨幣地代下級ライオットの小作権はかなり強いのが普通である。さて、下級ライオットの数が増加し始めたのは一九世紀半ば以降のこと (Floud Comm. Rep., vol. 1, p. 29) とし、一八八五年以後のこと (SSO-Bakarjami, par. 181) ともいわれるが、それはともかくとして、二〇世紀前半を通じて貨幣地代下級ライオットが増加し続けたことは確かである。土地調査査定事業最終報告及びその改訂事業最終報告によると、バコルゴンジ県では一九〇〇年代から一九四〇年代までの間に貨幣地代下級ライオットの保有地数並びに保有地総面積は双方共に二・五倍の増加を見せた。 (SSO-Bakarjami, pp. ix-x; Motaharul Hug, Final Report on the Revisional Survey and Settlement Operations in the District of Bakarjami, 1940-42 & 1945-52, and Khulna Sundarbons, 1947-50 (Dacca, 1957) par. 130). また同種の史料によると一九一〇年代から一九四〇年代までにフォリドプル県ではそれぞれ二・四倍、一・六倍に増加した。 (SSO-Faridpur, p. vii; Promode Ranjan Das Gupta, Faridpur Revisional Settlement Final Report, 2 parts (Dacca, 1954) part II p. 37). しかし、この増加がどの程度までライオットの土地抵当・売却によるものなのかについては議論の余地がある。なぜなら下級ライオット権設定の理由は抵当・売却に限らないからである。この点についてはジョシヨホル (Jessore) 県の土地調査査定最終報告書が詳しいが、そこには一一もの理由があげられており、その中には質地関係による土地移動ももちろんあるが、耕地の位置がライオットの家から離れていることとか、ライオットの他村への移住、土地交換、親類の扶養のためなど雑多な理

田舎を養やさいふのさびや。 (M. A. Momen, *Final Report on the Survey and Settlement Operations in the District of Jessore, 1923-24* (Calcutta, 1926) par. 106).

- 51 SSO-Dacca, pars. 57-59, 91.
 - 52 SSO-Mymensingh, par. 340.
 - 53 SSO-Bakarganj, p. xlv.
 - 54 SSO-Dacca, pp. xxx-xxxii.
 - 55 Ibid., par. 146.
 - 56 Ibid., par. 152, p. xxx.
 - 57 Ibid., pars. 146, 151.
 - 58 ダッカ県ではダモンコロリとバルガの比は二対三だった。(Ibid., par. 91) またダキは前述のようた三つのタナに限られていた。
 - 59 Ibid., p. xxxi.
 - 60 Ibid., pars. 239-240.
 - 61 次に多い分益率は地主の取前三分の一というものであった。
 - 62 SSO-Faridpur, par. 74. 但しこの推定ではアブワープ (abwab) (地主の不法賦課金) の額は考慮に入れられていない。
 - 63 ハルガ地では地代額の1/4に相当する額がアブワープとして徴収されていたとされる (SSO-Bakarganj, par. 195)
 - 64 両者の差はやや狭まるであらう。
- SSO-Dacca, pp. xxxi-xxxii.

- 65 Appendix IV to Report of A. C. Guha, 7 June 1910, in Proceedings of the Government of Eastern Bengal and Assam, Land Revenue(A), 81-82, Sept. 1912.
- 66 種子ノ負担率はちぢまぢび、ナルガダールが全部負担する場合も多く、また地主が全部負担することもあった。
- 67 SSO-Dacca, p. 76.
- 68 SSO-Mymensingh, par. 126.
- 69 SSO-Bakarganj, par. 177 ; SSO-Dacca, p. 76. など。
- 70 SSO-Faridpur, par. 75, 76 ; SSO-Dacca, par. 140.
- 71 例えはフォリドプル県では、貨幣地代を支払うライオット保有地の面積一・七八エーカーに対し、生産物地代を支払うライオット保有地〇・六三エーカー、生産物地代を支払う下級ライオット保有地〇・五一エーカーであった。(SSO-Faridpur pars. 68, 76, p. ix). またンコルモンジ県の数値はそれぞれ、二・五四エーカー、一・四八エーカー、〇・九九エーカーであった。(SSO-Bakarganj, par. 176, p. xi). モイモンシンホ県では貨幣地代を支払うライオット保有地二・八〇エーカー、生産物地代を支払うライオット保有地〇・八六エーカーであった。(SSO-Mymensingh, par. 119)
- 72 SSO-Mymensingh, par. 126. など同書 par. 341 も参照。なお、ロンズンル県でも同じようなことが見られた。(A. C. Hartley, *Final Report on the Survey and Settlement Operations in the District of Rangpur, 1931-38*(Alipore, 1940) par. 98.)
- 73 SSO-Dacca, par. 108.
- 74 *Floud Comm. Rep.*, vol. 3, p. 9 ; vol. 5, p. 31 ; vol. 6, pp. 82, 333, 368. これらの史料は全てンコルモンジ、モイモンシンホ両県に關係をもつ人物・団体の証言である。なお、否定的見解として同書 vol. 5, p. 277 も参照。
- 75 また、後世の史料ではあるが、「地代不支払になった場合の取立ての困難を考えて、人々は自分自身の土地を持たない人物をナルガダールとして雇うこととはをうしなす」(Ibid., vol. 6, p. 82)という指摘は興味深い。高率の分益地代に必然的につき

まどう徴収上のリスクは、土地もち農民をバルガダールにすることによって分散され回避される訳である。

76 ライオット地および下級ライオット地の双方を含む。

77 SSO-Bakarganj, par. 17, pp. ix-x; SSO-Faridpur, pars. 7, 77; SSO-Dacca, par. 152, p. xcvi; SSO-Mymensingh, pars. 39, 125.

78 SSO-Dacca, par. 152; SSO-Mymensingh, par. 125.

なお、一九三九年時点におけるサンプル調査によれば、全耕地の中でバルガダールによって耕作されている土地の面積比は、ダッカ県二・九パーセント、フォリドプル県一・四パーセント、バロールゴンジ県四四・七パーセント、モイモンシンホ県一〇・三パーセントであった。(Floud Comm. Rep., vol. 2, pp. 118-119)

79 SSO-Faridpur, pp. vi-vii; SSO-Bakarganj, pp. ix-x.

80 SSO-Dacca, par. 152, p. xcvi; SSO-Mymensingh, par. 119, p. xviii.

81 Chaudhuri, 'Depasantization', p. 149.

82 Proceedings of the Government of Eastern Bengal and Assam, Land Revenue(A), 81-82, Sept. 1912.

83 このほか、寡婦や孤児や老人を扶養するためにバルガ制がおこなわれることもあった。

84 ジャックは、「開墾」による生産物地代リバルガ制の拡大、すなわち、本稿で検討してきた「質地地主」的系列とは別に「新田開発地主」的系列による拡大もあったことを示唆しているわけであるが、この点については別の機会に検討することにした。なお、(a)-(2)の意味するところは不明。

85 したがって、その内容は、イギリスにおける封建的土地所有の解体期にあらわれる「競争地代」とは異なる。また、谷口晋吉「一八五九年ベンガル地代法の一考察」(『一橋論叢』八五―二、一九八一)も参照されたい。ただし、競争地代の内容およびその成立時期については理解の異なるところがある。

- 86 *The Report of the Rent Law Commission, with the Draft of a Bill to Consolidate and Amend the Law of Landlord and Tenant within the Territories under the Administration of the Lieutenant-Governor of Bengal*, 2 vols. (Calcutta, 1880; Repr. 1883) vol. 1, pars. 38-46. (邦訳 *Rent Law Comm. Rep.* 5巻巻)
- 87 *Ibid.*, par. 38. なぞ' ンライオット委員会は差額地代のことを「經濟地代 (economic rent)」と呼んだ。 (*Floud Comm. Rep.*, vol. 1, par. 257.)
- 88 *Rent Law Comm. Rep.*, vol. 1, par. 39. このようにして「公正な地代」を定義しようとする考えはベンガル政庁内には古くからあつたようである。一八二六年の「ハリントンの農民保護条例案」に早くも姿をあらわしている。(谷口「地代法」二〇二頁)
- 89 Government of India, Revenue and Agricultural Department, *Part II: Extracts from Papers Regarding the Amendment of the Substantive Law of Rent in Bengal, from March 1875 to Appointment of Rent Commission* (Calcutta, 1884) pp. 165-169.
- 90 *B. T. Bill 1883*, vol. 1, par. 26.
- 91 *Ibid.*
- 92 高い地代率を実現するやり方としては、バルガ・ダンノコラリ・ダキの導入のほか、本章の注五〇でやや詳細に言及した「貨幣地代下級ライオット」化の道があり、さらに、占有ライオットの貨幣地代率上げもありうる。合計五つの方法がある訳である。占有ライオットの貨幣地代率引上げについて簡単に述べておけば、それには、もちろんベンガル借地法第二九条によつて一五年に一回、引上げ率二・五パーセント以下という枠がはめられていたのではあるが、この条文が順守されないことがしばしばあつたことは、土地調査査定最終報告書の「不法引上げ」の項などの記述から明らかである。やや時代が下るが、例えば、一九四〇—四三年に実施されたフォロイドブル県の土地査定改訂事業が明らかにしたところによれば、一九一四年に終了した第一回目の事業以後、総計一九六、八二二の占有ライオット保有地中六、〇五九の保有地において、第二九条に違反

する引上げが行われていた。それは大規模な地所に目立ち、引上げ率は平均三五・四パーセント、時に五〇パーセント、一〇〇パーセントというものも見られた。しかし、それにもかかわらず、定住（＝占有）ライオットの全県平均貨幣地代率のレベルが両査定事業間の三〇年間にほとんど変化しなかったことをみると、全体としてはこのような不法引上げの影響はほとんどなかったと判断してよいように思われる。（以上、Das Gupta, *Faridpur Revisional Settlement*, part II, pp. 40, 41; *SSO-Faridpur*, p. 10). 要するに、注五〇で検討した貨幣地代下級ライオット化にせよ、占有ライオット地代引上げにせよ、バルガ等の競争地代とは比較にならないような低率の引上げにとどまったと見てよいであろう。ただし、地代改訂等々に際し地主が多額の礼金を取ることがよくあったことに注意すべきである。礼金を考慮に入れてもなお、占有ライオットと貨幣地代下級ライオットの地代率が競争地代に達していなかったかどうか、今後の研究課題として問題が残る訳である。

93 以上のような歴史的成立事情がベンガルの社会に根差した「伝統的なバルガ制」と「新しいバルガ制」とを区別する。
94 例えば次のような方法である。

「……………たぐさんのライオットの金納地代が土地追立ての脅しに援護された地主の一片の指図によって生産物地代に転換されてしまった。……………別の例では、ラージバリ裁判所の弁護士である地主は、彼の借地人（＝ライオット）全員に対して金納地代滞納の嫌で判決を手に入れ、「土地を」売払い、彼らが現物で地代を支払うと同意してはじめて、土地にいままで通りとどまることを許した。調査によれば、本当に滞納されていた地代があったかどうか極めて疑わしいが、とにかく、地代訴訟は争われないうちに終結し、判決執行のための「土地」売却の後土地の象徴的占有をした時にはじめて、被告人たちに地代訴訟が「あつたこと」が知らされたのである。」(*SSO-Faridpur*, par. 181).

95 白田「スワラシ運動」三一頁。SSO-Bakarganj, par. 180; SSO-Faridpur, par. 181.

96 SSO-Dacca, par. 152.

97 *Ibid.*, par. 108.

- 98 この事件の具体的経過及びスワデシ運動との関わりについては白田「スワデシ運動」三七—四〇頁が詳しい。
- 99 SSO-Bakarjawi, par. 332.
- 100 Proceeding of the Govt. of Eastern Bengal and Assam, Land Revenue(A), 81-82, Sept. 1912.
- 101 *Flood Comm. Rep.*, pp. 28-29; Partha Chatterjee, "Agrarian Relations and Politics in Bengal: Some Considerations on the Making of the Tenancy Act Amendment 1928," Occasional Paper No. 30 (Sept. 1980), Centre for Studies in Social Sciences, Calcutta.
- 102 佐藤宏「A・K・ファズルル・ハックとベンガルの回教徒農民」『歴史評論』二六二、一九七二、一一—一頁。
- 103 一九三〇年代以降のバルガ制の展開については次の論考を参照。佐藤宏「テバガ運動の展開とその背景——ディナジプール県を中心にして——」『アジア経済』一一—一二（一九七〇）、同「インド・西ベンガル州における刈分小作立法の展開」『アジア諸国等における土地政策』アジア経済研究所内資料、一九七四所収。

おわりに

以上のダッカ地方の土地市場の分析から得られた結論を、地主制の展開という観点から整序すると、次のようになるであらう。

地主的土地市場の検討で明らかにしたように、一九世紀末二〇世紀初頭のダッカ地方の地主制——ザミンダール、中間的土地保有権者などからなるいわゆるザミンダリー制——は安定してはいたが、内部を抵当債務により侵蝕さ

れるなど凋落の兆しを見せてもいた。なかでも注目されるのは、永代借地契約の減少傾向であつて、それはいわゆるサブインフレーション（再授封）による地主制の自己増殖過程が壁に突当つたことを示していると考えられる。

他方、農民的土地市場においては、ベンガル借地法による占有ライオットの農民的土地所有権の事実上の承認を契機にして、ライオット保有地の抵当入れ↓売却という過程が急速に進行し、ライオットの階層分化が深化していった。そうして、保有地を売却したライオットは、質地地主的仕方¹で土地を集積し上昇してきたライオット出自の地主——および金貸し出自の「ライオット地主」——の下で再度土地と結合せしめられ、両者の間にはバルガ（分益生産物地代）を主体に、ダンノコラリ（定量生産物地代）、ダキ（貨幣地代）を従にした三種類の形態で地主小作関係が形成された。そこにおいて小作人が地主に支払う地代は、三者のいずれをとつてみても、従来の定額金納の慣習地代の数倍のレベルに達する競争地代と呼ばれるべきものであつた。

右のような地主制の展開をベンガル近代土地制度史に特有なサブインフレーションによる地主制の増殖という観点から見るならば、サブインフレーションの形成点がザミンダール・中間的土地保有権者層からライオットレベルへと下降して来たと言ふことが許されよう。

しかし、それは単なるサブインフレーションの下降につきるものではなかつた。すなわち、それは、すくなくとも一九世紀半ば以降傾向的に低落しつつあり二〇世紀初頭には粗生産物の一〇パーセント以下の水準にまで落込んでいた定額貨幣地代¹慣習地代¹を基礎にしたザミンダリー制¹に対して、その足元から、地代形態を逆転させつつ粗生産物の五〇パーセントを収奪する分益生産物地代（バルガ地代）を主体とする競争地代に立脚した新しい地主制が形成されて来たことを意味してしたのである。²こうして、ダッカ地方の地主制の二重構造が成立する。たしかに、ザ

ミンダレーリ制の側も「地主的強制の道」などを通じて慣習地代の競争地代への切換えを図ったのではあるが、しかし、その試みが全面的に成功したということはできない。他方、ベンガル政庁Ⅱ植民地国家は、初め競争地代の拡大に対し放任という態度をとっていたが、一九二八年ベンガル借地法改正以後、公然とこの二重構造の上に乗っかるようになる。なお、付言しておけば、このように二重構造をとったダッカ地方の地主制にとって特徴的なことは、第一に、個々の農民経営のレベルでは両者が相乗りしており(ライオット地・下級ライオット地とバルガ地との兼営)、新しい地主制はザミンダレーリ制を安定化要因もしくは安全弁として成立してきたように見えることである。つまり、両者は対抗しているというよりも、内的連関性を持っている可能性がある訳である。そして第二点として、新しい地主制の主要な形態であるバルガ制下の土地Ⅱバルガ地は、零細な耕地として多数のバルガダールの間に分散されていたが、総面積として見ると非常に多かつた訳ではなく、独立前夜の一九四四―四五年時点に至っても耕地総面積の二五パーセント程度であったことを指摘しておかなければならない。⁽³⁾

ここで、本稿の「はじめに」において指摘した論点に立返るならば、B・B・B・C・D及びラエ夫妻に対する筆者の批判点が、彼らが右のような地主制の二重構造化のもつ意義を十分に捉え切っていないことにあることは明らかであろう。

ところで、筆者は本稿において、新しい地主制の形成過程を、商業的農業の展開等による萌芽的利潤の形成・ベンガル借地法を契機とする農民的土地所有権の確立→ライオットの階層分化→競争地代に基礎をおく地主制の形成、という論理序列で理解しようと試みた。ここから直ちに出てくる問いは、新しい地主制を寄生地主制と看做すべきではないか、ということであろう。たしかに筆者は、このような論理序列が、日本の歴史学界で定着している農民

層分解論に基く寄生地主制形成の理論と形式的に重なりあう面が多いという意味で、さしあたり寄生地主制と看做しておいてよからうと考えるものである。⁽⁴⁾しかし、実は、この新しい地主制に本質規定を与えるためには、解明されるべく残された問題点が余りに多いことを認めざるをえない。たとえば、地主制論争の論点に即して言えば、農民的商品生産の展開にブルジョワ的発展の可能性、農村における市場構造等々の問題点が本稿では全く扱われておらず、さらに、インド・ベンガル近代史上の問題点としては、直接耕作者として重要な位置を占める差別された人々——部族民・不可触民のライオットの階層分化における位置づけ、相当に存在したと思われる半プロ層の評価、地主制形成におけるイギリス植民地主義の役割の検討等が残されている。このような限界を實踐的に克服するとともに、新しい地主制を寄生地主制と見た場合、旧来のザミンダリー制——といってもそれは一七九三年の永代地租査定時のそれから大きく変容してきていたのだが——をどう把握すべきか、また、両者をひっくりかえしたベンガル地主制総体はどう理解されるべきなのか、について研究が進められなければならないであろう。

1 本稿一九三—一九四頁参照。

2 なお、河合明宣氏は、一九三〇年代の農民層分解の中から富農経営が上昇し、一九四三年のベンガル飢饉後にそれが転化して地主経営となり、刈分小作制に地主制が確立したと主張する。(河合明宣「ベンガルの刈分小作制について——独立前、デナジプール県の事例——」『史林』六〇—六、一九七七)従って、河合氏にとっては、独立前に広汎に存在したバルガダールは「植民地インドにおける事実上の賃労働者」(前掲論文、一〇二頁)ということにならざるを得ないわけである。これは、バルガ制が一九二八年に確立したとし、植民地期におけるバルガダールを小作人と考え、バルガ制を地主制として把握する筆者の見方と根本的に対立する見解であるといわざるをえない。当然のことながら、筆者は河合氏の論旨に多々疑問を抱くので

あるが、ここでは、河合氏の説の核心ともいふべき「バルガダル賃労働者説」には、史料の根拠・論証の仕方両面において重大な疑問がある（とくに前掲論文、一〇八頁）ばかりでなく、河合氏自身現実の歴史過程の分析においてはそれを採用していない、すなわち、一九二九年から一九四四年までの「主要作物—エーカー当り費用・収益計算」をするにあたって刈分小作地における分益率を設定する際に、氏が「事実上の常雇の賃労働者」とする刈分小作人の取前三分の一（同右、一〇八頁）を採用せず、「刈分小作が労働と、土地以外の生産手段の全てを負担した場合」（同右、九七頁）——つまり、どう見ても刈分小作人を賃労働者とはみなせない場合——の分益率 \parallel 折半を用いている（同右、九五—九七頁）、ということ指摘するにとどめよう。河合氏は植民地インドにおけるバルガダルを事実上「小作人」として扱っているわけである。

なお、河合説と対比する形で、バルガダールの性格について、一九世紀末二〇世紀初頭のダッカ地方におけるバルガ制の検討に準拠して、という限定を付した上で、私見を明らかにしておきたい。バルガダルは零細かもしれないが小経営としての自立性を保った小作農である。彼は、犁・役牛を所有するばかりでなく、ライオット保有地あるいは下級ライオット保有地を保有していることが多く、その上に、劣悪な小作条件の下においてではあるが、バルガ地とも結合されている。彼は小経営者として種子代等の耕作費用を負担しながらバルガ小作地の耕作 \parallel 経営にあたる。もちろん、日雇等として農業労働に従事することも多かったろうが、このことは彼と地主との関係を基本的に変えるものではない。（負債 \downarrow 債務奴隷化の問題は小経営一般に共通する問題なので考察から除いてよい。）他方、地主は、種子の一部あるいは全部を負担することがある以外は、ほとんど小作地の耕作費用を負担しない。バルガダールの労働過程に介入することもおそく、なかったであろう。そうして、地主は、土地所有にもとづいて、生産物の分割という直接無媒介なかたちで、バルガダルから剰余労働の全部、あるいはそれ以上を収奪するのである。したがって、地主の取前は、本源的地代としての性格を強くもち、その中から利潤（の胚芽）が分出しているということもできない。また、バルガダールの取前についていえば、過重な分益率という条件下では、耕作費用の負担分に見合う利潤（の胚芽）を実現することはもちろん不可能であるし、いわゆる三分割制が成立していない以上、それを賃

銀ということもできない。要するに、生産手段からの分離度、小経営としての自立の程度、剰余労働の占取の仕方、三分割制の成立、といった基準にてらして見て、バルガ制は地主・小作関係Ⅱ地主制として——それが封建的であるか、半封建的であるか、あるいは全く別の範疇に属するかは暫くおくとして——把握されるべきものである。

3 ランダム・サンプリングで抽出されたダッカ地方の一六ヶ村の調査結果の平均。なお、同じ調査による全ベンガルの値は二九・九パーセント。(H. S. M. Ishaque, *Agricultural Statistics by Plot to Plot Enumeration in Bengal, 1944-45*, 3 parts (Alipore, 1946) part 1, pp. 122-133)

4 小谷汪之氏は寄生地主的土地所有の一般理論の構築にむけて活発に論考を発表している。(小谷汪之『マルクスとアジア』青木書店、一九七九、など) 小谷氏の理論を批判する用意はないのであるが、本稿でベンガルの地主制の容容過程を不充分的ながら跡づけてみて感じた疑問を、一点だけ記しておきたい。それは、競争地代に立脚した新しい地主制を寄生地主制と見るとして、その起点をどこに取るか、という問題に関連する。ベンガルについて、小谷氏は「ザミンダリー制下においては、小作人化された旧来の土地占有農民の階層分解のなから新たな地主層が形成されてきた。インド近代における寄生地主制の基軸となるのは、こうしてイギリス植民地支配下に新たに形成されてきた地主的土地所有であって、イギリスによって設定されたザミンダールⅡ地主の問題ではない」(同書、一九九頁)とし、そのような地主的土地所有形成の起点は、「私的土地所有」の法認——つまり、ベンガルの場合は一七九三年の永代地租査定——にとるべきだ、としている。前半部分については、ベンガル史においてザミンダール、ザミンダリー制のもつ重みを軽視するような響きを感じられることを除けば、首肯しうる。筆者が疑問をもつのは後半部、すなわち、永代土地査定をもって寄生地主制形成の起点としうるか、という点である。小谷氏に做って永代地租査定と日本の地租改正とを比較すれば、たしかに両者は、小谷氏が正しく指摘したように、資本主義のための土地制度の「改造」Ⅱ「私的土地所有」の法認という一点においては共通点を持っていた。しかし、他の点では両者は全く異るといわなければならない。すなわち、地租改正を頂点とする一連の措置が、領有権を廃絶し、他方で農民的土地所有

を「私的土地所有」として法認する（ただし地主的土地所有と抱合せで）という「革命性」をもっていたのに対し、永代地租査定の方は、簡単に云ってしまえば、一握りの土豪・領主層をザミンダールとして認め、彼らに「私的土地所有」を法認したにすぎないのである。つまり、領有権を「私的土地所有」に横切りさせたにすぎないといえよう。そして、一七九三年以後暫くの間、ザミンダールからの地租、取立てを確実にするためには、ミザンダールがライオットから地代を徴収するのを容易にしなければならぬという理由で、ライオットに農民の権利を抑圧する措置がとられたことから明らかのように（谷口「地代法」一九七―一九九頁）、永代地租査定体制は農民的土地所有に対しては「反動的」でさえあった。したがって、日本の地租改正と同じような意味において、永代地租改正が農民層分解⇨寄生地主制形成の起点になったと見ることは到底できない。筆者は、むしろ、農民的土地所有の法認という地租改正の重要な政策は、ベンガルにおいては一八八五年ベンガル借地法によって事実上実施されたと看做し、これをもって寄生地主制形成の起点とするのがよいと考える。ベンガルでは地租改正は二度あったと言ってもよからう。

もつとも、「転化の過程に『自由な農民的土地所有』の成立を介在させていない」という意味」での『奴隸と農奴の賃労働者への直接的転化』過程」（小谷任之「近代におけるアジアの社会」永原慶二・阪東宏編『講座・史的唯物論と現代』3、世界史認識『青木書店、一九七八、所収、三二七頁』）を重視する小谷氏にとっては、農民的土地所有の問題は副次的な問題にすぎないのかもしれない。しかし、小谷氏のいう「自由な農民的土地所有」（傍点筆者）に厳密に該当するか否かはともかくとして、インド史において農民的土地所有の成長が見られることは否定し難い事実のように思われる。そのことは、本稿において筆者が論証しようと試みまし、また、ほかならぬ小谷氏自身が、一六・一七世紀段階における共同体的諸関係からの小農自立という意味での、という限定を付した上で明らかにしたことでもあった（前掲『マルクスとアジア』一七四―一八二頁）。一六・一七世紀においてすでに農民的土地所有の端緒が見られたとするのなら、それが一八・一九世紀段階にどのような展開を見せたのかを追跡し、その成果の上になつて農民層分解⇨寄生地主制の形成を解明するのが本筋のように筆者には思われる。この点

をベンガル史に即していえば、一八世紀までにある程度成長していた農民的土地所有は、一七九三年永代地租査定及びその後の措置によって後退を余儀なくされる。しかし、一九世紀半ばから再び発展軌道に乗り、一八八五年ベンガル借地法で事実上法認され、これを契機に本格的にライオットの階層分化^{II}地主制の形成が進行し始める、という見通しを立てることができるようになる。(谷口「地代法」二二六—二七頁も参照されたい。)

補注 農業労働者数に関する信頼しうる統計は、われわれの時代には存在しない。一応の目安になる数字を提供するのは、センサスの職業別統計であろう。この統計の信頼度についてはいろいろな議論があるが、それはここでは省略して、以下にダッカ地方の「土地なし労働者 (landless labourers)」とその扶養家族 (dependants) との合計の実数、及び総人口に対する百分率を掲げる。なお、ここで「土地なし労働者」というのは、一九〇一年センサスの言うところに従い、① farm servants ② field labourers ③ rice-pounders and huskers ④ palki, etc., bearers and owners ⑤ porters ⑥ earth work ⑦ general labour を合わせたもの (職業分類に修正がなされている年についてはこれらに相当するもの) として定義することとする。(Census of India, 1901, vol. viA, part i: report, par. 905) ベンガルの実情及びセンサスの精度を考慮すると、①と②だけを「農業労働者」として扱うよりも、③以下の雑多な労働に従事している者も加えて「土地なし労働者」とし、彼らが農業労働を担っていると考える方が適当である。左記の表から明らかのように、「土地なし労働者」の人口比は極めて低く、しかも三〇年間を通じてほとんど変化していない。(なお、このように「土地なし労働者」が少ないのは、いわば東ベンガルの特殊事情であって、東ベンガルから西ベンガル、西ベンガルからビハールへと、西へ行けば行くほど人口比が高くなつてゆくことに留意されたい。)

年	一八九一	一九〇一	一九二一	一九三一
実数	六五七、六五六	六四一、七〇三	七七六、七七五	八一三、三二〇
百分率	六・七	五・九	六・五	六・三

(出所) *Census of India, 1891*, vol. iv, tables i, xvii; *Census of India, 1901*, vol. viA, part ii, tables i, xv; *Census of India, 1911*, vol. v, part ii, tables i, xv; *Census of India, 1921*, vol. v, part ii, tables i, xvii.